

第14回軽米町議会定例会平成29年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会

平成29年 3月 7日(火)

午前 9時59分 開議

議事日程

議案第14号 平成29年度軽米町一般会計予算

○出席委員（13名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古舘機智男君
13番	山本幸男君		

議長 松浦 求 君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君	
副町	長	藤川敏彦君	
教	育	長	菅波俊美君
総務課	長	日山充君	
税務会計課	長	山田元君	
町民生活課	長	中野武美君	
健康福祉課	長	於本一則君	
産業振興課	長	高田和己君	
地域整備課	長	新井田一徳君	
監査委員		瀧澤英敬君	
教育次長		佐々木久君	
農業委員会事務局長		高田和己君	
選挙管理委員会事務局長		日山充君	
健康ふれあいセンター所長		川原木純二君	
水道事業所長		新井田一徳君	
再生可能エネルギー推進室長		平俊彦君	
総務課担当主幹		吉岡靖君	
税務会計課担当主幹		戸田沢光彦君	
町民生活課担当主幹		福田浩司君	
健康福祉課担当主幹		坂下浩志君	
産業振興課担当主幹		小林浩君	

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

佐 藤 暢 芳 君

議 会 事 務 局 長 補 佐

小 林 千 鶴 子 君

議 会 事 務 局 主 査

鶴 飼 義 信 君

◎開議の宣告

○委員長（細谷地多門君） おはようございます。昨日に引き続き、平成29年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を再開いたします。

携帯電話は、電源切るかマナーモードに切りかえお願いいたします。

それから、ただいまの出席委員は13名、全員です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

（午前 9時59分）

◎午後の会議について

○委員長（細谷地多門君） きょうの午後からの欠席あるいは遅刻といいますか、そういう委員はおりますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 何人、7人、午後から。7人ということは、定足数に達しないのだね、過半数割れになるということで、そこの扱い。皆さんからいろいろ検討してもらいたいのですが、行くなというのもあれだかもわかりませんが、私とすれば、せっかく日程をきちっと議運でとっているのですから、5日間と半日だったかっていますので、それを有効に活用しないと、また欠席委員が多いことにより流会といえど何だけれども、中断、長い時間休憩するというのもどんなものかなというふうな感じ、検討をお願いしたいのだけれども、その辺どうですか。委員長からすれば、何とか過半数割れしないで対応お願いできればなと思いますが、いかがですか。

はい。

○7番（茶屋 隆君） もしできるのであれば、1時からのお葬式ですので、1時間ぐらいで終わると思いますので、12時に休憩したら2時まで休んで、それを4時までやっても、そうすればおくれは出ないと思いますので、そういうふうな形がとれるのであれば、そういうふうな形でもいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） そのほか皆さんから何かありませんか。

古舘さん、何か、どうぞ。

○12番（古舘機智男君） 過去に例があったかどうかわかりませんが、議会が合意というの出欠問題は、やっぱり非常に大きな議員としての職責を住民代表、大事な問題だと思います。それでその理由によっては、いろんなやむを得ない理由という形があると思いますけれども、国会でも県会でも議員の場合は、それぞれの正当な理由がなければ休めないというふうになっていると思います。そういう意味で

は、本当に正当な理由に当たるかどうかというのは、それを委員長が許可するかどうかも含めて、全体が大災害があったりというときはもうしようがないとしても、ちょっと余り前例としては好ましくないのではないかなと思っています。

○委員長（細谷地多門君）　ちょっと待ってください。同じ人が何回も手を挙げて、別な委員からも聞いてみたいので。中村委員、どう思いますか。あなたも午後からのそっちのほうに出席というふうなことです、手を挙げてあるのだけれども、今古館委員からも意見が出た、茶屋委員からも意見が出たのですけれども、どのように感じますか。

○2番（中村正志君）　今までというか、軽米町議会としての出席、欠席に対する届け出等がはっきり言って曖昧だと言えば失礼ですけれども、書面で提出してそれを委員長なり、議長が認めて許可するとかというふうな経緯をしていたかどうかといえ、ちょっとその辺が曖昧ではないのかなと。今までは、口頭で皆さんきょうからいついつまで。それがたまたま今回それが複数になったということでその辺をどのように扱うのかだと思ふし、あと議会の日程は何日までとっているのですけれども、慣例で夕方5時か3時で終わっているのですけれども、本来ならば5時まで通常やるべき部分である。その中で会期中にこの議案審議がなされればいいことであって、その辺の見通しをどのように考えるかだと思ふのですけれども、私はたまたまそれが欠席の人が多く、複数になったということで1人であればいいのだけれども、複数になればどうなのかというふうなのは、ちょっと私もはっきり申し上げられないなと。

○委員長（細谷地多門君）　松浦委員。

○9番（松浦満雄君）　私も可能であれば、茶屋委員と同じような対処の仕方でいいのではないかと思います。今後のことにつきましては、議会で申し合わせはすべきだと思います。過去においても、たまたま複数になったのであって、それぞれ事情があって、時間を休む方はたくさんあったと思われまふ。そしてそのことが善なのか悪なのかという議論の中で悪というふうなことには私自身は捉えておりませんでした。

また、他の議会では、議員とか、そういった方々の公職の方々の指名焼香を辞退するというふうな申し合わせをしているというふうな自治体もあるということです、これを機会にそのことについて議運なり、そういった形で申し合わせをはっきり決めていただければ、例えば親戚はしようがないと思うのですが、それ以外の何親等以外の場合は議会の会期中は席を外してはならないというふうな申し合わせをすればいいのではないのでしょうか。あるいは葬儀業者のほうに今後一切指名焼香は行わないというふうなことを申し合わせれば一番いいのではないかと、私はそのように以前から思っておりました。大変いい機会なので、皆さんで相談して決めていただければ、業者の方は、それに従うと思います。皆さん、いかがでしょうか。

私はそのように感じておりました。

- 委員長（細谷地多門君） わかりました。その辺に関しては、そういう基準になるもの、たたき台になるものはきちんと議会そのものです。議長を中心にして声をかけてもらって全員協議会がいいのか、そこはちょっとさまざま方法があろうかと思しますので、今の定例会ではこれはなかなか、この委員会では結論を出しにくいけれども、そのことでお願いしたいと思えます。

そのほか誰かありませんか、特にない。今複数の委員から考え等が述べられましたけれども、どなたかあれば。

古館委員。

- 12番（古館機智男君） 今回の指名焼香の関係で私も議員だから行けば必ず指名焼香というのは、本当に違和感を感じていたところですし、ただ今のお話で何か指名焼香があるから、葬儀に参加するというふうにも聞こえる、そういう形というのは、それこそそのために議会がその間を休憩するとなれば、さらにその理由になってしまうと、指名焼香に行くというのは、ある意味の選挙運動みたいなという感じになってしまうのではないかと。指名焼香そのものは、本当に私も違和感を感じて、軽米は特別だなというので、ぜひ提案したいと思っていましたけれども、何かそれがあるからきょうはというのになれば、ますますおかしい話になってしまうのではないかなと思っていますところでは。

- 委員長（細谷地多門君） はい。今後のこういう出席をやめたほうがいいのか、その対応について、今までどおり続けたらいいのかというのはきちっとまた別な場所で議論ということだと思いますが、先ほど松浦委員からも意見が出ましたが、そのとおりだと思っていました。それでどこかの機会で、早い段階でそういうのを話し合う場があってもいいなと思って、そういう意味では、やっぱりこの委員会ではないし、松浦求議長のほうからその取りまとめというか、お願いしたらいいのかと思います。そのことが一番いいのかなと思っていますが、そういう意味では、議長、よろしいですか、何か意見があれば、オブザーバーとして今の委員会の……

〔「休憩してください」と言う者あり〕

- 委員長（細谷地多門君） 今回の段階では、やっぱり7人午後から時間とりたいという委員がありますので……

〔「そのことで休憩してください」と言う者あり〕

- 委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前10時11分 休憩

—————

午前10時14分 再開

- 委員長（細谷地多門君） 再開します。

それで今さまざま複数の委員からも意見も出されましたし、また休憩中でありましたが松浦求議長のほうからも意見お伺いしました。それで委員長……

[「ただいまの議長の発言はまるきり議員の資質に欠けているというふうな話だったので、ちょっとそれは違うのではないかと」と言う者あり]

[「いやいや」「俺何回も議長にもしゃべったことあるもの」と言う者あり]

[何事か言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 委員会を続けたいと思います。

[何事か言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） わかりました。それで委員長とすれば、中断はしたくないなと思っていました、委員会を。予定どおり午後からも続けたいなと考えていました。そのことについては、委員の皆さんが過半数割れしないように協力をお願いしたいと、そのことをお願いして……

[何事か言う者あり]

[「先ほどから時間を5時まですればいいのだという議論もしているわけだから、それはちょっと」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） ちょっと待ってください。

[「それぞれ予定を立ててやっているのだから」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） それはあなたたちの一方通行みたいに自分の考えでしゃべっているでしょう。そうでないでしょう。

[「休憩」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） していない、もう再開しています。

[何事か言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） それで今委員長が言ったとおり過半数割れしないように午後からも続けたいと思います。どうぞご協力ください。よろしいですか。

[何事か言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） だって例えば、きょう以外の前に対応している委員たちもあるのだから。課長たちだってそうだろうし、そうなのだ。やっぱりこういう場面を想定しながらも対応している人もあるのだから、そこは委員個々で認識してもらわないと、委員の欠席する数が多いから、もうそこは中断するべという話にはならないです。そこは委員調整をお願いしたい。よろしいですか。

◎答弁の保留について

○委員長（細谷地多門君） それでは、きのうに引き続き進めたいと思います。

きのう質疑の中で答弁がちょっと調べてからというふうなことでけさ冒頭で答えたいという申し出がありましたので、水質検査だったか、静かにしてください。

町民生活課長。

○町民生活課長（中野武美君） 46ページの2款総務費、2項企画費の2目公害対策費の役務費の水質検査手数料の関係なのですけれども、水質検査の公表ということになりますけれども、これにつきましては、平成28年度実施した部分につきましては、平成29年1月号の広報に掲載しているところでございます。岳の湧口の水質検査といたしまして、飲料水の試験検査を行っておりまして、水質基準には適応しているということで公表しているものでございます。

以上となります。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

古館委員。

○12番（古館機智男君）

岩手県の名水百選に選ばれた、それには水質の適合しているというのと同時に、例えばその純度というのか、そういう形の基準に名水百選のやつにはあるのでしょうか。今のやつは多分湧水量とか、その中の水の純度というのか、そういう形で百選に選ばれていると思うのですけれども、そういう形で名水百選の選考基準みたいなのは当局のほうでは把握していますか。

今までこれまでは湧口では過去の検査で例えば飲料水に適さないとかという結果が出たことはありますか、そのことも含めてお伺いしたい。

○委員長（細谷地多門君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 岩手県の名水百選の選考基準なのですが、ちょっと把握しておりませんでした。どういうものか勉強してみたいと思っています。

あと……

〔「過去に」と言う者あり〕

○町民生活課長（中野武美君） 過去の飲料水に適さないか、適したことはないかというような、適さない……

〔「不適になったことはないかという」と言う者あり〕

○町民生活課長（中野武美君） ということですがけれども、それまで私ここ3年ほどになります、ことしで3年間水質調査のほうの確認やっていますけれども、不適になったことはございません。

〔「わかりました」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

それでは、地域整備課長、きのうの給水区域の小字についての質問があったのの答弁、許可します。

○水道事業所長（新井田一徳君） きνού中村委員から議案第12号の軽米町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、それの中の給水区域の表記の仕方についての検討をすべきではないかということでご指摘がございました。それでその後調査といいますか、確認しましたところ、昭和60年6月に厚生省のほうから水道事業認可申請書、認可申請事務に係る留意事項についてということ給水区域の表示について明記されております。それによりますと、給水区域は、字名、町名等で表記される必要があるために条例の改正等にも遺漏のないように十分確認してください、それから、給水区域が例えば一部なのか全部なのかも明らかにしてくださいというふうなことで指導をされてございます。当町におきましては、これに基づきましてごらんのとおり字名で表記いたしてございます。そういうことをご理解いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 字名というのは、それぞれの市町村でさまざまな字があるかとは思いますが、例えばではその条例を見て字名で記入されている、そこはわかっている人はいいです。それを見て、それはどこなのかなと初めて見る人たちが、私だったらこういうのは初めて見るのです。どこなのかなというふうなのを見る手だてする何かがあるのかなと。

私が言いたいのは、それを見てどこなのかというのがわかるのが普通だと思うのです。だから字名で記入しなさいという指導されても、わからなければ意味がないというふうに私は思うのですけれども、だからわからない、それが私だけだったら何とも言えませんけれども、私だけなのかな、60歳過ぎてもわからないのですけれどもというふうなことでの考え方なのではと思うのですけれども。

○委員長（細谷地多門君） 新井田課長。

○水道事業所長（新井田一徳君） その字名についてのことなのですが、いずれこの字名は、字何々どこどこ、登記簿謄本をとってみないと実際わからないこととございます。それをこの給水区域の中から行政区域と同じようにできれば、わかりやすいのはわかりやすいような気はするのですが、ただ給水区域の中からそういったにんべんのない中、例えば中軽米とか、にんべんのある仲軽米、それを統一しようということで、ではそのにんべんのない中軽米をこの給水区域から抜いてしまえば、結局その給水区域から外れることになるわけです。そうすれば、では私のところの地番

は給水区域に入っていないのではないかというふうなまた逆に混乱も出てくるのではないかなというふうに思っています。いずれそのにんべんのない中軽米なり、そういった地名、字名、それも現在もまだ生きている字名でございますので、抜かすわけにはいかないというふうに考えております。

○委員長（細谷地多門君） いいですか。中村委員。

○2番（中村正志君） これ以上話しても進まないと思うのですけれども、ただ私が言いたいのは、それを見てわかるかどうか、理解できるかどうかということではないので、それ以上何とも直せないのであれば、しょうがないのですけれども、わからない条例をつくっても何も意味がないのかなという話です。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと待ってください。課長、住所の地割の次に小字がついていないな、正式な住所というのは、そういう感じ……

〔「そうです」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 中村委員あれなのだ、必ず地割が来るのだ、天井に。そしてこれが小字がつくのです。そして番地がくるの、正式な住所というのは。土地の謄本とればそういうこと、だから、あなたが言うのはわかるけれども、広い範囲を登録するか、その部分をポイントでフォローするか、その違いとなってくる。

○2番（中村正志君） 大字軽米、次に地割をつけないで小字だけしか書いていない。

○委員長（細谷地多門君） いや、大字軽米何地割……

○2番（中村正志君） いやいや条例……

○委員長（細谷地多門君） これがくるのだ。

○2番（中村正志君） さっきの条例が……

〔「休憩中ですがけれども、いやいや休憩でない」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） していない。

休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 今のやつは、地図上に落とすということは作業としてはできないことなのですか。2万5,000の中に、1万2,500の中にその字名のところを落とすということはできるのではないですか。

○委員長（細谷地多門君） 地図に表示するということ。

○12番（古舘機智男君） 表示というか、落とせばわかる部分はわかるけれども、そう

ということが登記簿謄本にそれになっているから落とすことができるのではないかな
と思うのですけれども、それどうなのですか。

○委員長（細谷地多門君） 課長、意味わかったか。

○12番（古舘機智男君） でないと……

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時30分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

新井田課長。

○水道事業所長（新井田一徳君） 先ほどの古舘委員のほうの図面に、地図におろせるか
という、小字は地割と同じこととございますので、小字だと図面には落とすことは
できるということとございます。可能だと。

○委員長（細谷地多門君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） それは、条例見て一目でわかるという状況にはならないかも
しれないけれども、落としたところを対象区域かどうかというのを担当課とか、
文書ではきちんと落としていないと、そこが給水区域が判断できないのだから、当
然のことだと思えますから、それをつくろうと思えば、町民の閲覧できる台帳みた
いな、どの地点はどうだというのは、つくことは可能だと思いますので、それを
担当課とか何か、法律上そういう明記しか仕方がないというのだったら、そういう
住民が見てもわかるような状況にしておくということが作業としても当然できるし、
やっておかなければならないことではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 新井田課長。

○水道事業所長（新井田一徳君） 認可をとる場合等に添付する地図図面等は、地割、給
水区域、そういったのは何分の1の図面を表記してございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。よろしければ進みたいと思います。

◎議案第14号の審査

○委員長（細谷地多門君） 2款総務費、まだちょっと何ぼか残っていましたがけれども、
ありますか。

〔「企画費」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 徴税費。

〔「企画費で資料を出していただきましたので、
そこを説明いただければ」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 再エネのね、わかりました。

それでは、平室長。

- 再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） それでは、予算書のほう46ページでございますけれども、4目再エネ推進費でございます。資料のほうでございますが、再エネ発電事業の推進員の派遣業務委託料ということで資料のほうを配付させていただきました。

〔「資料ナンバー」と言う者あり〕

- 再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 資料ナンバーのほうは3の2でございます。
- 委員長（細谷地多門君） 先ほど渡したの、業務月報というやつ。よろしいですか。
- 再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 平成28年度2月までの実績でございますけれども、月ごとに業務日報ということで提出させていただいております。ごらんのとおり主に軽米東ソーラー、それから尊坊発電所の林地開発に係る確認でございます。最後のページに累計を載せていただいておりますけれども、合計で103日、511万7,040円ということで、今見込みでございますけれども、現在3月の業務のほうは予定されておられませんもので予算額としましては、25万円弱の予算残の見込みでございます。

それから、来年度、平成29年度でございますけれども、委託料のほうの516万7,000円計上させていただいておりますが、これにつきましては、新たな業務ということで現在高家のメガソーラーのほうを推進しております。それに伴う業務、それからさらに軽米東、尊坊が若干ございます。というのは、軽米東のほうでございますけれども、現在予定されているのが林地開発の変更でございますけれども、変電所の位置のほう、まだ決定しておりませんので、そちらのほうの林地開発の変更。尊坊についても変電所、鉄塔から引き込む変電所の変更等見込まれることからごらんの516万7,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

- 委員長（細谷地多門君） 質疑を受けたいと思います。
中村委員。
- 2番（中村正志君） このことについては、2年前からそれこそいろんな手法でやろうとしていて、一番最初には囑託職員をお願いして、これをお願いしようというふうなことで提案されたことがありましたけれども、その後その方ができないということでこういうふうな形になってきたわけですがけれども、これは軽米町が申請されたものを審査して県のほうへ出さなければならないというふうなことで専門知識が必要だというふうなことでやられたと記憶しておりますけれども、今後まだまだ太陽光の開発といいますか、そういうのがこれから続くかとは思っておりますけれども、業者を使ってやられたときに、軽米町の職員がこの能力を身につけるという場がある

のかどうかというふうなことがちょっと気になるわけけれども、ただやっぱりこの開発行為をするときには、常に専門の方をお願いしなければならないというのは、これから何年続くものなのかちょっとよくわからないのですけれども、その辺の見通し等を含めてまだまだ何か場所があるようだと思うのですけれども、この業者を使っていくというふうな方向性といいますか、また同じ形でやるのか、もしくは何年かけて町の職員でもできるように育成しようというふうな考え方はないのかあわせてお聞きしたいのですけれども。

○委員長（細谷地多門君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 今後の業務見込みについては、平室長のほうから答弁させていただきますけれども、職員の育成という観点のご質問だと思いますので、お答えさせていただきますと思います。今回お願いしている分に関しては、土木的知識が必要な、要は技術者でないとできない仕事でございます。それで軽米町でも技術者が非常に不足しているということでここ数年技術者を募集しておりますけれども、残念ながら応募いただけないということで平成28年度につきましては、1人の方から応募をいただき、採用試験を受けていただいた結果、採用ということにはなっておりますけれども、絶対的な技術者が不足している中でこの林地開発の部分のためにその職員を張りつけることができるかということ、現状ではちょっとできない状況です。普通の事務職が林地開発の申請があった事務を適正に審査できるかというと、これは1年、2年やったからできるものではないと私は理解しております。今後につきましても技術者が不足している状況は変わりませんので、継続して技術者の募集はしていきたいと思っておりますけれども、現状で林地開発の審査の関係をどうするかという話になったときには、今のやり方をそのままやっていくしかないのかなと人事担当のほうとしては考えております。

○委員長（細谷地多門君） いいですか。

休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

平室長。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 今後の見通しでございますけれども、先ほど申し上げましたが、平成29年度は高家のほうを中心ということで業者のほうの予定でございますけれども、ことし、平成29年度の12月中に林地開発のほうの書類を県に上げたいという予定になっております。その後につきましては、長倉とか戸草内方面、それから笹渡方面ありますけれども、そちらのほうはまだ電力

の関係のほうが決まっておりませんので、そちらについては来年度以降になる見込みであります。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

次に……

〔「提出している資料の説明をということであれば、まだきのう説明したことで残っているものがあるのですが」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

資料の説明、日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 資料要求がございました資料を準備いたしましたので、ご説明申し上げます。

最初が1の2でございます。結婚新生活支援事業実施計画書ということでお出ししておりますが、内容につきましては、目的とか地域の実情等については上に書いているとおりののですけれども、事業の内容といたしましては、一番下の欄のほうを見ていただきたいのですが、要は新規に結婚した世帯に対して住宅取得費または住宅の賃貸借費用に対する支援を行うということで、その部分の経費と引っ越しに係る経費が出た場合に、1組当たり上限24万円として補助を出そうというものでございます。積算根拠としましては、現在20組を予定しているものでございます。

次に、資料ナンバー1の4、地域おこし協力隊の予算積算資料でございます。きのうも内容については、若干ご説明申し上げましたけれども、歳出につきましては1節の関係は、協力隊員の報酬と通勤割増し分を見たものでございます。4節の部分は共済費になります。それから、9節の部分は、こちらは普通旅費は面接に係る職員の方の一般経費、それから費用弁償のほうは、きのうも申し上げましたけれども、面倒を見ていただける農家さんとか、各種団体のほうの面接に係る費用、それからあとは協力隊員の研修受講のための費用を見ております。それから、11節につきましては、協力隊員の方々が研修等に参加する場合の消耗品とか、その他業務に必要な消耗品、それから燃料費につきましては、借り上げ車両の燃料費、それから光熱水道費については、住居に係る光熱水道料金の部分を見ております。それから、通信運搬費は、そのとおりでございます。14節については、住居費、それから車両の借上料、パソコンの借上料、それから面接会場、これは採用に係る面接の会場を借り上げた場合に必要になるということで会場借上料の費用を予算計上させてい

ただいているものでございます。合計で995万8,000円の予算内容となっております。

続けてよろしいでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） はい。

○総務課長（日山 充君） 次が資料ナンバーの1の9をごらんください。こちらは町づくり交流推進事業ということでハイキュー関連の予算でございます。旅費につきましては、キャラクターの利用協議のため東京のほうに、集英社のほうに訪問用の旅費を計上してございます。それから、食糧費については、情報交換の際のお茶代、それから集英社訪問の際のお土産代。それから、委託料につきましては、現在やっております受け付け窓口と申しますか、窓口対応分でわ・かるまいに事業委託をしたいというもので、その係る経費の内訳は、下の表に記載してあるとおりでございます。資料のほうは以上でございます。

それから、議会の要求資料の中に総合戦略の推進委員会の重要業績評価指標の検証結果の内容ということできのう説明申し上げなかったのも、今ご説明申し上げたいと思いますけれども、平成28年中に1回推進委員会を立ち上げまして、委員長の選任とか、今後の進め方について協議をやらせていただいております。あと1回年度末のほうに業績評価の検証を行うための委員会を開催することにしておりましてけれども、委員長にお願いしました県立大の千葉先生のほうのスケジュールの都合上、3月22日でなければ開催することができないということで3月22日に推進委員会を検証することとしております。

それでK P Iの関係で統計でなければ、要はすぐでない数値が請求されている部分以外については、その結果をお示しして、課題等、今後の対応方法について検証を行うこととしております。資料はございません。

私からは以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 今資料の一部なのですが、課長のほうから説明いただきました。これについて何か。

中村委員。

○2番（中村正志君） 最後の総合戦略のこと、これは毎回、何カ年か計画をつくって三十何年度までの計画をつくって、それを毎年検証しながら進めていくのだというふうに考えているということでしたし、この前私が町長に対して総合計画を基本的に、一番基本となる総合計画を見直しするべきではないのかというふうに言ったら、総合戦略計画があるから、それをつくったから、それをもとにしていくというふうな言い方で総合戦略計画が総合計画に値するぐらいの考え方をしているなというふう感じたわけですがけれども、総合戦略の計画の進捗状況等を検証していくというふうなことであれば、3月22日の検証というのは、果たしていかななものかなとい

うふうに。8月あたりに何か1回やられたなと思ったから、あれは計画的な部分の中で今年度の間でそういうふうなのをやっているのかなと思ったら、何か委員長を決めるぐらいで終わっているような今言い方だったのですけれども、年2回であれば、年2回の中で継続的な、常に事業進捗状況等の検証というのは、当然行われて、それがすなわち翌年の予算編成に反映されるべきではないのかなという気がするのですけれども、委員長の都合だというふうなことでしたけれども、ただこっちのほうの取り組みといいますか、取り組み方がちょっと違うのではないかなという気がするのですけれども、その辺いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 中間のちょっと何月だったか記憶、忘れてしまっているのですけれども、あの段階につきましては、平成27年度、要は計画策定してから平成27年度までの数値で把握できているものについてはお知らせしました。国勢調査の数値、速報値の人口とかが出て、思った、予定しているものよりか人口がちょっと減少したねというお話で、今後その取り組みをやっぱり加速化させていく必要があるだろうということをご意見をいただいているところです。

それであと今最新の平成28年の数値、年度末になりますので、例えば結婚の組数だとか、出生数だとか、そういうふうな数値については、一番新しいところの数値を使って事業検証ができるのかなと思っています。

今回のやつが当初予算に反映できないのではないかとというご指摘は、確かにそのとおりだと思いますけれども、例えば11月に検証したとして、その比較の数値がやっぱりどこで捉えるかだと思っています。ですから、ある程度年度年度の区切りの中で前の計画自体の指標も捉えておりますので、なるだけ3月に近い段階の数値を使って検証していく方法をとって、もし対策等が必要なのであれば、補正予算等での対応ということも考えられるかなと思っています。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 今の課長の答弁をお聞きしていると、あれは確かに人口ビジョンの関係で、人口の減少とか増加というふうなところの数値をどうのこうのというふうなことが中心にお話しされましたけれども、ただ町長が総合計画どうのこうのといったときには、この戦略計画の中にいろんなハード事業等もあるというふうなことで、それらがあるからそれをもとにしていきたいというふうな言い方をされているような気がしていたのですけれども、私が言いたかったのは、人口の増減ということよりも、そういう施設整備等も総合戦略計画を検証しながらやっていくのだなというふうに聞いているわけですけれども、その辺のところはいかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 施策の進め方というふうなものの考え方として、この総合戦

略の進め方というのをK P I、要はこの目標、目標を達成するために何が必要かというふうな捉え方なのかなと私は思っております。その中でやはり若者定住とか何とかを進めていくためには、交流駅が必要だということの中でその施策を進めていると思っておるのです。例えば施設のなもので、修繕がここは必要だとか何とかということについては、それはまた通常の業務の中で進めていかなければならない事業でございますので、総合戦略、中村委員が言うのは、総合発展計画みたいに全てを網羅した形でやっていくべきではないかということだとは思っておりますけれども、そちらはおろそかにするということでは私はないと思っております。一番の課題となっている人口対策のための施策が総合戦略でありますけれども、そのことによって町づくり全体の活性化を図っていくことの施策にもなるということであえて総合発展計画については10年間の計画となっておりますので、今回見直しはしないで次のときにやりたいというふうな考え方をして判断しておりますので、ご理解をお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 総合戦略のことについては、もうわかりました、いいです。

次に、資料をもらった町づくり交流推進事業のほうですけれども、これがすなわちハイキューのお客さまを受け入れるやり方ということで、それがふるさと応援隊わ・かるまいという団体に委託しているということ判断して、理解していいですか。それでそのイベントというのは、どういうふうなイベント、実際平成28年度はどういうイベントをやられましたでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 総務課主幹。

○総務課担当主幹（吉岡 靖君） ふるさと応援隊の活動については、イベントなどを積極的に開催していくというのではなくて、来た方が、要はモデルとなったとされる施設等を回って見やすくする、あるいはただ単にその施設を見ようとしていたのだけれども、手厚いというか、工夫した受け入れ体制をもって、例えば相手に満足感を得ていただく、そういったことを繰り返しながらリピーターを獲得して、そして最終的にはハイキューだけではなくて、軽米のファンになってもらって交流を深くしていきましようというふうな目的であります。

ただ、イベントとしては、軽高祭、軽米高校の文化祭というのがありまして、その日には当然多くのハイキューファンの方が訪れますけれども、平成28年度ですと、当方とわ・かるまいとで共同で町民体育館でコスプレバレー撮影会と称して、軽高祭プラスアルファの部分をつくって盛り上げたというふうなことをやっております。

○2番（中村正志君） いいです。

○委員長（細谷地多門君） ここで何分か休憩したいと思います。正面の時計で10分か

ら再開したいと思います。休憩します。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○委員長（細谷地多門君） 休憩前に引き続き再開します。

3 項徴税費。

古舘委員。

○12 番（古舘機智男君） 徴税費の委託料、固定資産税の関係で質問したいと思います。

固定資産の評価、評価業務委託料 334 万円なのですが、これは特定の場所の、宅地と括弧なっていますから、宅地のところだと思うのですが、特定の場所なのか、軽米町の全体のプロとして標準的にやっていくのか、その中身についてお伺いしたいと思います。

2 つ目は、固定資産は 1 物 2 価とか 3 価とかという固定資産税の評価額、あと売買価格とか、銀行評価とかという 1 つの土地の値段が 1 物 2 価とか 3 価とかと言われるような形になっていて、その固定資産税の評価の関係がなるべく実際の価格に近づけるような形でこの辺まで何年がかりでやるとやってきたと思うのですが、現在はまだそれが途中なのか、年度ごとに少しずつ近づける固定資産の評価を変えていったわけなのですが、もうそれが終わっているのか、その 2 つの点についてお伺いしたい。

○委員長（細谷地多門君） 山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） まず第 1 点目のことですが、48 ページの委託料の固定資産土地評価業務委託料 334 万 8,000 円の委託ですが、これにつきましては、固定資産土地評価業務委託料は平成 30 年度の評価替えのための委託料でございます。平成 27 年度から平成 29 年度の 3 カ年に振り分けて実施予定しているものでございます。それから、平成 29 年度の部分で 334 万 8,000 円を計上したものでございます。委員おっしゃったように全体ということでございます。それでちょっと補足的な説明になりますが、比較で昨年 779 万 9,000 円減になってございますが、昨年が 876 万 6,000 円と、大体約 540 万円の減となっております。この部分が大部分でございます。以上でございます。

それから、第 2 点目の分については、ちょっと休憩。

午前 11 時 14 分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） それから、固定資産税の実勢価格ということに近づけるということであれば、その作業も現在やってございます。それで中にはそこに終わっていたものもございます。ただ、まだそこに到達していないということもございます。委員おっしゃるように、この部分については、例えば影響があるというのであれば、贈与とか、相続する贈与等をする場合には、税務署の価格を出す、やっぱり1点何倍とか、そういうふうな感じで処理しているというものでございます。以上でございます。

それから、いつごろまでかかるかというものについては、ちょっと確認していませんでしたので、後でどのぐらいが終わっているのかちょっと後で調べてお答えしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 実勢価格と固定資産税の価格が乖離しているという形で一気にそこにやってしまうと、負担がふえるとか、いろんなことがあるというので、段階的にやるということを進めてきたと思うのです。ですから、全体としては今軽米都市部、東京都とか大都市のところは宅地上がったりしていますけれども、中央は評価もぐっと下がってきているという形で、だけれども、固定資産税については、その乖離があったという実勢価格にやるということもあって、どんどん、少しずつ上がって、実際には土地の価格は下がっているのに、それに近づけるためにという形で上がってきた分があって、それが固定資産税の評価額から100分の1.4が税金になるわけですが、さらに国保の資産割というところにも反映してくるものと思うのです。そういう意味で今の段階では、後でということになる、説明あるかもしれませんが、やっぱりまだまだ乖離があって、あと何年ぐらいでというくらいで、その額が今だったら80%ぐらいまで到達しているけれども、あと2割という感じという形、そういうふうな形で説明をしていただければわかりやすい、それを何年度ぐらいまでやるという形で説明して、後でも答弁ができれば説明していただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 要望。

○税務会計課長（山田 元君） 後でそうすれば、いつまでというところ……

○委員長（細谷地多門君） そうですね、後で、では報告。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） そのほか。徴税費はない。

4 項 戸籍住民基本台帳費。

5 項 選挙費。

6 項 統計調査費。

7 項 監査委員費。

なければ、3 款民生費。

〔「済みません、選挙で」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 5 項の選挙費。

中村委員。

○2 番（中村正志君） 予算には特に関係ないのですけれども、前にもお話ししたのですけれども、軽米町の投票所の設置、24 投票所、昭和30年から全く60年間変わっていないという状況の中でやはり見直しするべきではないかというふうにお話ししたのですけれども、何か見直しする気がないようだったので、再度また申し上げたいのですけれども、今や不在者投票ではなく、期日前投票というふうなことでかなり投票率が上がっているというふうな現状を考えれば、もう今役場だけでやっていると思いますけれども、期日前投票ということで車で来る方々が非常にふえてきている現状であるというふうなことを考えれば、24 というふうにごまめにまで投票所を設置する必要があるのかなというふうなことをちょっと考えるわけです。そこでもう少しその辺のところを職員も少なくなってきた投票事務に従事する職員もかなり困っている、配置するのを困っているというふうなことも聞いたりしているのですけれども、どこでそれを検討するのかはわかりません。選挙管理委員会だとは思いますが、何かその辺の考えをやはりもっと選挙資金等も少し縮小する意味でも考える必要があるのではないかなというふうに思うわけですが、特にまた期日前投票のほうをもっと充実させて、例えば今農村環境改善センターでやっている期日前投票を例えば物産館のほうでもやるとか、ミル・みるハウスでもやるとか、そういうふうなところをふやして逆に投票率アップを考える必要があるのではないかなというふうに思うわけですが、現状はいかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 投票所の関係につきましては、中村委員がおっしゃるとおりだと思っています。選挙管理委員会の場におきましても、実際に投票所の管理者を探すのも大変だという話もしております。私ももう何日も日にちがない中で約束するのも気が引けるわけなのですけれども、いずれ選挙管理委員会の中でこの問題については検討されるようにお話をしてみたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） そうすると、2 款を終わりたいと思います。

3 款民生費。ちょっと待ってください、説明。

1 項社会福祉費、このことについて説明をお願いします。

○健康福祉課長（於本一則君） 健康福祉課でございます。よろしくお願ひいたします。

予算書53 ページ、第3 款の民生費、社会福祉費の主な事業と健康福祉課所管分

ご説明申し上げたいと思います。

社会福祉総務費、3億4,400万円、ここは人件費が主なところでございますが、町民生活課の部分と、ご質問の出ておりました社会福祉委員の報酬等がございます。めくっていただきまして、54ページ、昨日もありましたがいきいき岩手結婚サポートセンターの運営費の負担金7万円、あと中段のほうに19節でございますが、入会の助成金ということで新規事業1万円ずつ7人分ということで7万円を見ております。あと真ん中の軽米町社会福祉協議会の運営費補助金978万6,000円、それから中村委員からも資料請求が出ておりますが、民生児童委員の協議会、先進地の視察の補助金25万円もあります。19節の一番下の高齢者及び障がい者に優しい住まいづくりの推進事業費補助金が3分の2の補助で4件分ということで160万円でございます。

続きまして、老人福祉費の分は、ここは敬老会の経費、報償費のところにあトラクションの謝礼とか出てまいります。あと長寿祝金、90歳の方が70名、この方たちは5万円ですけれども、現金と商品券で5万円、350万円と100歳になる方がお二人いらっしゃるということで30万円ずつ60万円、合わせて410万円を見ております。

それから、次のページ、いろんな老人福祉費で地域包括支援センターの事業等が出ておりますけれども、13節、老人保護措置委託料、これは老人ホームの措置費の委託料でございます。町外の養護老人ホームの方にです。それから、緊急通報体制整備事業ということで現在57人の方がやっておりますけれども、緊急通報の装置をつけておりますので、その加除等、新規も若干、十五、六くらい見まして、195万2,000円計上しております。また、地域支援事業、これは主要施策にも載っておりますけれども、地域包括の支援事業といたしまして、介護予防事業、これが2,300万円ぐらいあるのですが、運動のはつらつ教室等の方に委託しているものとか、当然担当の専門員等の人件費ございますし、ふれあい共食事業、これは56ページの一番下、13節の介護予防事業委託料210万円とあるのですが、ふれあい共食事業の協議会の委託料ということになります。一応18地区、今年度より2地区増の予定でございます。生活管理指導員の派遣事業213万8,000円、これもご質問、資料請求出ておりますので、今から説明申し上げます。13節の委託料の一番下の「食」の自立支援事業、これも任意事業ということでございまして、通称よりそい弁当といたしまして320万円計上してございます。

あと備品購入費のパルスオキシメーター、静脈の中の酸素の濃度を測る機器で2万円ちょっとなのですけれども、必要だということで計上しております。そのほか19節にまいりますと、二戸地区広域行政事務組合の負担金ということで民生費関係90万5,000円、介護保険の対策費等で1億8,166万2,000円、こ

ういう計上でございます。老人クラブの運営費補助金、19の老人クラブの団体と町の連合会ということで70万8,000円の計上でございます。

続きまして、4目社会福祉施設費、これは町の老人福祉センターへの指定管理の委託料85万8,000円、それから14節は敷地の借上料ということで208万円の計上してございます。

飛びまして58ページの下段のほうなのですが、障がい者福祉費ということでございます。ここは金額が本年と前年で2,162万7,000円多くなっております。障がい者と生活保護の方もいるのですが、やはり扶助を受ける方がふえているということでございまして、具体的には、60ページですが、20節の扶助費、自立支援の医療費の更生給付費、真ん中にございます2,286万円、これが570万円ぐらいふえてございますし、下から3行目、障がい者の総合支援法の給付費ということで3億1,955万円、これも昨年より1,775万円ぐらいふえている。こういった状況でございます。

それでは、資料請求ございました質問等にお答えしたいと思います。最初に、お手元のほうにいらっしゃると思うのですが、社会福祉委員の報酬の内訳及び職務内容ということであります。

〔「資料ナンバーで」と言う者あり〕

○健康福祉課長（於本一則君） 資料ナンバーは3の3でございます。予算書は53ページ、社会福祉委員につきましては、1人当たり、社会福祉委員報酬といたしまして6,000円で例会が年間で8回あるということでございまして、1人当たり4万8,000円で38名、昨年度の12月に一斉改選されまして、その分の182万4,000円の計上でございます。民生委員とダブってございます。民生委員は、民生委員法に基づきまして厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員として給与の支給等はなく無報酬でボランティア活動をされているということで活動費といたしましては、県より、岩手県民生児童委員協議会の事務局を經由し、町の民生児童委員協議会の事務局に1人当たり、会長には5万8,000円、その他の委員には5万2,000円の補助があるということでございまして、事務局は町社会福祉協議会のほうにございますが、定例会等に出席した委員の報酬等がないということでございまして、町では社会福祉委員をお願いいたしまして委員への報酬、費用弁償等を支払っているということでございます。職務の内容は、町社会福祉委員会の設置条例にあるわけなのですが、任期は3年ということで町の社会福祉の増進を図るということで活動していただいております。

続きまして、民生児童委員の先進地視察の研修補助金25万円でございます。予算書は54ページの中段のところでございます。先ほども申し上げましたが、昨年12月1日に民生委員の一斉改選がございまして、3年に1遍、地域住民の多種多

様な福祉ニーズに柔軟に対応できるよう他市町村の民生委員等の協議会で実践的な活動や情報交換などを行うと、そのための視察研修の経費としてございます。ちなみに平成26年度は、県内で15万2,000円の補助金の実績がございます。平成29年度は、県内の一関市内を予定しております、1泊2日、恐らくバスを借り切っていくと思うのですが、事業費で97万円、町からは25万円、自己負担で残り72万円を協議会のほうで持つという、そういう視察の経費でございます。

続きまして、まだ資料作成中でございますが、3の4の生活管理指導員の派遣事業、これ口頭でございますが、資料は後でお届けします。通称あったかヘルパーと呼んでいるものでございます。予算書は、56ページの委託料の上から4行目、生活管理指導員の派遣事業委託料213万8,000円のところでございます。目的といたしまして、町が契約しているのですが、町社会福祉協議会に4月から3月末までお願いするという生活支援ホームヘルプサービスを実施いたしまして、日常生活に関する支援、指導、家事、対人関係の構築のための支援を行うことによりまして要介護状態になるのを防ぐということでございます。中身といたしましては、身体介護に関する食事、排せつ、衣類の着がえ、あと入浴等のサービス。家事に関する調理、洗濯、衣類の補修、掃除、整頓、そういったもの。あと相談事業に関することといたしましては、生活等の相談に応じるということでございます。対象者は、65歳以上の方で介護保険サービスを利用していない、もしくは介護保険申請をしたけれども、非該当になった方ということでございます。それから、65歳以上で単身の世帯とか、そういう方が対象でございます。

実績は、平成27年決算書では、実人員で26名、延べについては770件、委託料の合計で196万7,000円ということになってございます。委託料の単価といたしまして、2,695円かかることなのですが、自己負担分150円を差し引きまして、生活保護の方でいえば2,695円で計算するのですが、一般の方では2,545円で平成29年は70件の12カ月、840件分ということで213万8,000円分を要求するものでございます。

健康福祉課分は以上です。

○委員長（細谷地多門君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 3款民生費の社会福祉費の町民生活課部分の主なものについてご説明いたします。

53ページの報償費、さわやかカップル祝金ということで110万円を昨年度同額を予算計上いたしているものでございます。

続きまして、次のページ、役務費で旧晴山診療所医療機器廃棄手数料40万1,000円を新規で増となっております。これは、平成10年10月から休診している晴山診療所の医療機器がそのままございますので、その廃棄手数料になります。

続きまして、2目の国民年金事務費になります。この中で大きく新規事業としては13節の委託料282万5,000円ありますけれども、これは国民年金のシステム改修業務委託料ということになります。これについては、国からの補助金によって実施するものでございます。

59ページになります。59ページの障がい者福祉費の13節委託料の下の4つになりますけれども、医療費、町単医療費助成事業審査集計委託料等になります。

続きまして、次のページの60ページの扶助費の一番下、重度心身障がい者医療費3,431万3,000円を予算計上しているものでございます。

私のほうは以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 川原木所長。

○健康ふれあいセンター所長（川原木純二君） それでは、健康ふれあいセンター運営費のほうについて説明申し上げます。

これは施設内で必要なものについて予算計上しておりますけれども、昨年度と違う部分は修繕料、これを少し多目にとっておりますけれども、これは水道が3基ついております。これが電子通信で毎月の使用料が病院のほうに送られるような形になっておりますけれども、これが法定期限ということで交換時期にきておりますので、その部分について3基分の修繕料ということでメーター交換を上げております。

あと役務費の電話回線新設作業等設定手数料ということで10万円上げておりますけれども、これは毎月介護給付費を国保連のほうに請求しておりますけれども、今は普通の電話回線で請求しておりますが、30年度から光回線にしなければならないということで、そちらの工事といいますか、回線を1つ設けるものでございます。

あとは負担金は、病院のほうに1年分暖房費、電気料、水道料、それらを合わせたもので268万7,000円を計上しております。

ふれあいセンターのほうは以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 1項の社会福祉費についての説明を受けましたが、質疑を受けたいと思います。

中村委員。

○2番（中村正志君） 社会福祉委員の報酬等について資料をいただきました。いずれこれは民生児童委員の関係がよくわからなかったもので、これを見て国で委嘱するのは民生委員だけれども、町で委嘱するのは、社会福祉委員という言葉で委嘱しているというふうなことで理解したなと思っていました。それで町のほうでは報酬があるけれども、国からの分は報酬がない。そこで県のほうから県の協議会を経由して町の協議会のほうに委員の補助があるというふうに書いていましたけれども、もしかしたら予想ですけれども、その先進地視察研修もあるようですけれども、このそれ

ぞれの1人当たり何ぼというふうにくた補助が3年分全部ストックされて、それで視察研修に行っているのかなというふうに予想したのですけれども、そうでしょうか。というのは、委員の懐には入らないというふうなもののかなというふうにちょっと感じたのですけれども、社会福祉委員というのは、町で委嘱している委員であれば、委員の資質向上ということで町から費用弁償を出して視察研修等に送り出してやるということは、ほかの課等でもよくやられているようなことなのだけれども、この民生委員に関しては、そうではなく自己負担で研修してくださいよというふうになっているのかなというふうにちょっと申しわけないような感じがするわけですけれども、その辺いかがでしょうか。

もう一つ、予算書に民生委員推薦会委員報酬、11人分があるわけですけれども、民生委員がもう新たに任命がえされたので、これは必要ないのかなと、こう思ったのですけれども、この辺いかがでしょうか。この2点お聞きします。

○委員長（細谷地多門君）　ちょっと休憩します。

午前11時43分　休憩

午前11時44分　再開

○委員長（細谷地多門君）　再開します。

於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君）　一応町社会福祉協議会のほうの民生委員、社会福祉委員、事務局のほうからの案でございまして、予算要求の案といたしまして、町から25万円、自己負担金ということで、視察に行くために民生委員から集めてご負担願っているという、ただ当然参加の人数の関係もあって、ですから3年前は15万2,000円で済んだと。38人全員が行かないで20人なのか、25人なのかちょっとあれなのですけれども、一応予算的にはこういうことで参加の民生委員からもお金を集めるということでございます。

それから、53ページの報酬の民生委員推薦会委員報酬11人分ということで6,000円掛ける11人で1回分とってございます。年齢も結構いっている方もございますけれども、もし欠けた場合等、推薦委員会を開いて次の民生委員を推薦してもらおうと。そのための経費でございます。昨年は3回ぐらい、一斉改選の関係があって、1回分のみななのですが、欠員等が生じた場合の推薦会の報酬ということでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君）　中村委員。

○2番（中村正志君）　わかりました。それで民生委員の方々は、これを見ますと、給与の支給はなく無報酬でボランティアでの活動ということで3年間活動されていると

ということですけれども、町としては社会福祉委員というふうな委嘱もされているということであれば、視察研修に行くときに自己負担、ボランティアをやりながら、なおかつ視察するときに自己負担を出して行かなければならないという、非常に申しわけないような気がするのですけれども、社会福祉委員としての活動の一環として町として旅費、費用弁償を出すというふうなお考えはないのでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 社会福祉委員、民生委員、同じなわけなのですけれども、一応協議会のほうへの補助ということをございまして、個人的にやっているわけではないですし、この方法がよいということで従前やってきたと思いますので、平成28年12月に一斉改選なされたわけなのですが、平成29年度につきましてもこのとおりですので、予算の要求のとおりでお願いするものでございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 今すぐというわけではないのですけれども、今後の考え方の中でそういうふうなボランティアに対する逆に言えば、報いるための町からの支援というふうなのを当然やっていてもいいのではないかなという一つの要望をお願いして、今後検討することをお願いしたいです。民生委員の方々は、全く必要ないよというふうなのであればまた別ですけれども、私は道理上、そういうふうを考えるものですから、そういう要望を出したいと思います。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今関連といいますか、資料3の3について続けてお聞きしたいと思います。

定例会、年間8回と、1人当たり6,000円掛ける8回で4万8,000円という計算なのですが、定例会は8回なわけですが、定例会以外の活動、いわゆるボランティアの部分、大体これも年間どれぐらいボランティア活動があるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 以前はもっと定例会が年度、1年間のうちには多かったと聞いておりますが、昨年より8回に減ったということをございまして。健康福祉課のほうのいろんな委員会があるのですが、今会長が中里さんになっておりますけれども、会長等は、やっぱりいろんな委員も兼ねたりしております、大変だとは思っております。あと児童福祉委員、古里さんがやっているわけですが、本当にご苦労かけていると思うのですけれども、あと担当の地区、38名、軽米は8

9行政区のうち38名あって、1人2つ、3つ行政区を持っている民生委員、社会福祉委員いらっしゃるわけなのですけれども、実際の活動等になれば、実際どれくらいになるかという、災害等のときも安否確認をお願いしたりするときもあるわけなのですけれども、あと日常の生活の相談といいますか、そういった窓口になってもらって大変な委員だと思うのですが、現実何日ぐらいやっているかという、ちょっとそこまでは把握しておりません。

○委員長（細谷地多門君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今お答えいただきましたが、やはり私らも地域に住んでいて、活動内容が実際のところわからないわけです。ある程度はやっぱり前は会長とか、児童福祉委員の活動は大体は把握しているようなお話ですが、それ以外の民生委員、もう少し活動日誌といえど何ですが、何かやはり活動状況を把握できるようなことをやったほうがいいのではないのかなと思っていました。

というのは、前は同僚委員の質問とちょっと兼ね合いするところがあるわけですが、無報酬ということですから、そういうのは本当にボランティアだと、私は活動内容は全然わからないのですが、何かそばを配布、弁当配布とか、それぐらいは私もわかっているわけです。そのほかそういった業務がどういったボランティアがあるのかにもよるのですが、活動費、5万2,000円では本当に安過ぎるのではないのかなと。その辺、詳細をもう少し把握して、厚労省のほうはもう無報酬ボランティアということですが、ただ当町の状況を見れば、実際委員をやっている方は、結構お年をめされている方が多いというふうに感じております。年配の方が主体ということですから、どうしても大変だろうなという印象はあります。ですから、実際のボランティア、厚労省はボランティアですけれども、当町のほうでは福祉委員を委嘱して手当を若干しているというふうなことなので、実際もう少し活動実態を把握して、もう少し手当を見直していったほうが今後のために、例えば介護とは業務が全然別なわけですが、お年寄りがお年寄りを見守りするというふうな状況というのが何か余りよくないのではないかなと思っていました。ですから、幾らかでもそういったところを解消して務めていただきたいなと思っております。

それと同僚委員が先ほど言いましたが、やはりそういった研修活動、これらはやはりこういった状況であれば、費用弁償は、私も当町のほうの予算で歳費をつけてやったほうがいいのかなと。そうでないと、いずれ各地区の民生委員をこれから見つけるというのは大変だろうなと思っていました。いかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 私も1年生で余り詳しくないのですが、民生委員の研修等も町と離れているところということで二戸市に行ったりとか、県内のほうの県の民生委員の協議会等のいろんな各種研修があるようでございます。町で公用車で

二戸市等に送迎する場合もございますし、あと事務局は、先ほど町社会福祉協議会と言ったのですが、民生委員にはみんなかばんとか七つ道具みたいな割り当てがあるようでございまして、中身は、地区の住民とか、そういった方の調査に参って活動されている方もいらっしゃいますし、そこらは事務局でございます町社会福祉協議会のほうといろいろと連携を密にしながら、町としても当然これからもお願いして福祉なり、介護なりやっているわけでございますので、もし困っているようなこと、課題等あれば聞いて何とか対応していきたいなと思っております。

なお、定例会が8回ということでございましたが、報酬と費用弁償、バス代等なのですが、その分は支払っておるわけでございます。よろしいですか。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） そのほか古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 56ページ、介護予防事業委託料、介護予防の関係でお伺いしたい。これについてなのですけれども、介護保険法が改正というか、改悪というかわかって、要支援、介護保険の該当にならなくて、総合事業とか予防事業の中に変ってきていると思いますけれども、そういう受けとめ方でいいのか。歳入との関係で介護保険、それぞれ介護保険料を納めた、二戸地区広域行政事務組合での介護保険事業で、そこから支出されてここに入ってきているのか、その歳入との関係も明らかにしてほしいのと、これがさっき言った今までの介護保険業務から事業に変わったものなのか、その辺をまず確認したいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） ご指摘のとおり平成29年度、来月から新総合事業が始まるということでございまして、周辺では二戸管内におきましてもう全部移行するというところでございますが、平成29年度から二戸の広域管内では、通所の介護と訪問の介護の分が新総合事業に移るということでございます。

具体的には、介護のサービスを受けるためにチェックリスト等を通じて審査していく、そういった作業が出てまいります。今認定を受けている方も切れると、切れるのに合わせて更新していくような格好になりまして、要介護1、2の方は、介護のほうから外れて総合支援事業の一般、要するに一般のほうの事業とか、受けるサービスが若干変わってくるというふうなことがございまして、ただ久慈市も変わっておりますし、八戸市もそうだと思いますが、一応予算的には前年並みでとっております。1年かけて更新しながら変わっていくということでございまして、予算的には二戸地区広域行政事務組合からの歳入で充てると私は認識しておりますけれども、1年通じまして、そういった更新をなされて要介護1、2の人が一般の事業のほうの対象になってくると。

- 12番（古舘機智男君） この予算書との関係は、これは別なのか、それを確認したい。
- 委員長（細谷地多門君） ちょっとお待ちください。午前中はここまで、午後から再開したいと思います。

暫時休憩します。午後1時から再開します。

午後 零時00分 休憩

午後 1時00分 再開

- 委員長（細谷地多門君） 定刻になりましたので、午前中の休憩前に引き続き再開したいと思います。

先ほど午前中古舘委員からの質問でちょっと税務会計課長のほうから、保留になっていましたので、お答えいただきたいと思います。山田課長。

- 税務会計課長（山田 元君） 古舘委員のほうから午前中にご質問があった固定資産の資産調整措置の件でございましたが、今現在面積ベースで99.6%終了してございます。毎年5%を上限にということで調整させていただいております。

以上でございます。

- 委員長（細谷地多門君） よろしいですか。今の関連。

〔「今の」と言う者あり〕

- 委員長（細谷地多門君） 古舘委員。

- 12番（古舘機智男君） 99.6%ということになると、あと0点何パーセント、そうすれば、もう今年度というか来年度、その毎年5%ぐらいと言っていたので、その算定措置が終わるのはいつですか。

- 委員長（細谷地多門君） 山田課長。

- 税務会計課長（山田 元君） その部分については、まだちょっと、そこに達すれば終了というふうになりますので、そこまで到達しているものが99.6%ということになってございます。

〔「いいです」と言う者あり〕

- 委員長（細谷地多門君） それでは、1項社会福祉費、途中でしたので、続きを行いたいと思います。

於本課長。

- 健康福祉課長（於本一則君） 午前中の古舘委員のご質問につきまして4月より、平成29年度より新総合事業が始まることで予算等の増等はないかということでございましたが、その件で済みません、午前中、私ちょっと誤った話し方をしたかなと思いますけれども、要支援、介護の認定では要介護の1から5、あと要支援の1、2とあるわけなのですけれども、今回の改正で要支援1、2は全部介護のほうから外れるというのではなくて、介護予防給付というのはそのまま変更なしで介護のほう

に、介護保険のほうに残るわけでございまして、それ以外の要支援の1、2の方は、その介護予防とか日常生活の総合事業のほうに入るものもあるということでございます。

それで町のほうの予算への影響ということでございますが、予算書の29ページをちょっと開いていただきたいのですが、20款諸収入の雑入のところちょうど29ページの真ん中、右の真ん中の部分でございますが、地域支援事業委託金ということで二戸地区広域行政事務組合より介護予防事業で1,900万円、包括的支援事業、これは介護支援の体制整備等が主なのですが1,700万円、あと町の任意事業の委託金ということで476万円、基本的にこの事業の委託金等によりまして介護事業がなされておりまして、前年と基本的に、多少の厚生労働省の額の変更があったにしろ基本的に変わっておりません。また、先ほど申し上げましたように、当然チェックリストとかいって、介護審査で要介護のほうに移っていく方、また要支援に新たになる方、プラスマイナス等もあるわけでございまして、平成29年度の歳出の予算事業費に当たりましては、ほぼ前年並みということで積算しております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 総合事業に該当する予算項目としてここに介護予防事業委託料の210万円とか、ケアマネジメントの委託料338万円という、その平成29年度の歳出の項目としては、そこでいいのかどうかというのをさっきから聞いている。それに対応する歳入と総合事業の額の部分は。

○委員長（細谷地多門君） 於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 該当の項目は……

〔「歳入は明らかに」と言う者あり〕

○健康福祉課長（於本一則君） 歳入はこんなものなのですけれども、予算書でいいますと、55ページの老人福祉費のところなのですけれども、1節の報酬、嘱託看護師の報酬とか、嘱託職員の3人の報酬608万円、これらが該当になってくるものでございます。それでページをめくっていただきまして56ページのほうになりますと、細かいところなのですが、役務費のこの介護予防事業参加者医師の意見書とか、振り込みとか、成年後見人とか、これらもみんな事業に入ってまいります。委託料では、一番上の老人保護措置費の委託料、これは抜けるわけなのですが、それ以外は、ほとんどこれも地域支援事業の中では、介護予防の事業と包括的な事業と任意事業と3つに分かれていると言いましたけれども、それらに分かれてずっと入ってまいります。

例えばわかりやすいところでいいますと、57ページの一番上の介護予防のケア

マネジメントの委託、これなんかもケアプランの作成の委託ということで介護のほうでございますし、もろに2つ下の介護予防ケアプランの作成とか、ブランチは、これは町社会福祉協議会への委託でございます。おむつ支給につきましては、任意事業ということで、これも社会福祉協議会のほうに委託する48万円。いろいろずっと……

〔「これが全部そうだというの」と言う者あり〕

○健康福祉課長（於本一則君）　そうです。ずらっとそうなります。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君）　古館委員。

○12番（古館機智男君）　要支援1、2については、改定前の介護保険は、保険給付だったわけです。それが法律が変わって、要支援1、2の介護予防事業というのが市町村の事業になって、介護給付から抜けたわけです。本来介護保険制度というのは、保険給付であれば、自分たちが保険をかけて、そしてそれを受ける権利があるわけですがけれども、介護事業になると、保険給付とは違って事業ですから、権利とか義務とかという関係ではなく、市町村の裁量になってしまう。

ただ、厚生労働省の説明によれば、総合事業についても介護保険からさっきの歳入で見たように、同じように、これまでと同じようにお金はそっちにやるから、同じサービスが続けられるようにするということになっているものです。私はそのように理解しています。

ですから、本来は、この歳入に、介護保険会計から入ってくるお金が具体的に、おむつ支給なんかは、以前は介護保険から来なくても町独自のやつでやっていたものですから、そういうものとはまた違うものなはずですが。だからその財源の使われ方がやっぱりそれ、保険金で納めた分の一部が戻ってくる歳入になっているわけですから、きちんと歳入と使い道というのは、やっぱり総合事業として後退しないように明確でなければならないと思って認識しているわけですがけれども、そういう意味でこれまでもそういう、幾ら今改正になっても実質的には変わらないということを書いてきたわけですし、ただ今後どうなるかわかりませんが、事業ですから。ただ、今明確にどれが総合事業なのかというのは、はっきりしておかなければならないと私は思いますけれども、その点についてはどうなのでしょう。

○委員長（細谷地多門君）　於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君）　町でやっているのは、介護の予防事業でございまして、要するにチェックリスト等で要支援、要介護等にならない人が中心でございまして、ほとんどが予防事業で一般介護の予防ではないかなと思っておりますが。

○委員長（細谷地多門君）　古館委員。

○12番（古館機智男君）　新しい介護保険法の改定というのは、大きいところが要支援

1、2の分が保険給付でなく総合事業というか、市町村の事業になったというのが大きなところですよ。大きな流れの中でさっき言ったように、保険給付であれば、義務と権利とあるのですけれども、それがなくなったということもあるのですけれども、それが同じような形で事業が担保されているという部分が明確でないといけないうと思うのですが、その辺がちょっと今質問と答えがかみ合わなくて、私自身の不勉強なところもあるかもしれませんが、後にまた取り上げていきたいと思いますが、あと質問を変えて別なものに入ってよろしいでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） はい。

○12番（古舘機智男君） 一般質問でも、それから住民の中でも大きな関心時が介護保険制度、老人福祉の関係では、特別養護老人ホームいちい荘の老朽化の問題だと思います。それぞれの同僚議員がやっぱりいちい荘の建設はいつになるか、町が責任を持ってというのが取り上げられてきて、私も同様に考えています。ただ、介護保険法がもう改正の中で介護報酬が引き下げられたり、特に施設型というか、特別養護老人ホームみたいな施設に対する介護報酬がどんどん下がって行って、県内でもいろんな介護施設が経営が成り立たなくなってきて廃業とか休止とかというところも出てきたり、さらには介護職員の給料が安いということで人もなかなか集められないという状況だと私は認識しておりますし、そういう状況だと思います。

そういう中でいちい荘建設については、町民の多くの人たちがやっぱり老朽化と同時に待機者もまだ軽米町にもありますし、大きな願いになっていると思います。それで社会福祉協議会のほうの対応で検討すると言っていますけれども、町の腰が引けているというか、明確にならない理由は、いろんな経営上、ちょっと厳しい状況が新設するにしてもあるという背景もあるのではないかなと思いますけれども、町民にとって非常に特別養護老人ホームは、もう欠かせないというか、すごく大事な施設でもあって、施設そのものはもう限界に近くなってきているのは明らかだと思いますけれども、そういう中で町がやっぱり民間に委託していますけれども、やっぱり町として責任を持って年次計画を立てながら特別養護老人ホームを建設していくというきちんとした方針が出せるかどうかは私は鍵になっているのではないかなと思います。

一般質問の答弁でも何かあいまいな形になっておりますけれども、町がきちんと特別養護老人ホームを責任を持ってつくっていくという、そういう姿勢が今求められていると思いますけれども、町長からその方向についてお伺いしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 山本賢一町長。

○町長（山本賢一君） 今回の一般質問でも議員からありましたけれども、非常に町民の要望が強いということは、私も大変重く受けとめているところでございます。基本

的には、やはりいちい荘は、今社会福祉協議会に移譲、民営化しておりますので、そのさまざまな財源確保、それからまた意向等もお聞きしながら、そしてまた4月からは町社会福祉協議会と連携をとりながら、協議しながら役場としてどういうふうな形の対応できるか、計画の中にも平成31年に新設と申しますか、そういった計画もございますので、しっかりと協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 今想定している委託というか、今民間、社会福祉協議会も民間といえば民間、法人になっているわけですが、普通の純民間とは社会福祉協議会は違って、福祉法人になっていると思いますけれども、特養の運営は、そういう準民間の社会福祉法人なんかも含まれると思うのですが、そういう中で想定している民間というのは、社会福祉協議会だけと考えてよろしいのですか。それとも準民間、例えば花の里を運営しているような麗沢会でなくて何だっけ、そういうところも含めたこれからの方向というか、そうでなくて社会福祉協議会をきちんと想定して一緒になってつくっていくという。そうならば、本当に町のリーダーシップというか、それがもう社会福祉協議会そのものには財産とか何かというのはほとんど、当初のほうだったら、すごく積立金があったけれども、今は介護報酬がどんどん減ってしまっているから、積まれていく要素も非常にない状況に来ていると思うので、役場が本当に、行政が本当にやる気になれば、それがなければできないというか、ただ協議を重ねても進まないのではないかな。

それでやっぱり確固たる何年までには特別養護老人ホームをもうつくるのだという方向を打ち出すことが必要ではないかと思っておりますけれども、再度その点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） 当然これは、いちい荘は社会福祉協議会の運営でございますから、相手は社会福祉協議会、他のグループではないと思います。

それから、4月からそういった財源も含めてしっかりと財源確保を含めて、そういった部分に関して協議を進めながら着実に進めてまいりたいと思っております。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員、いいですか。

○12番（古館機智男君） いいです。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 関連して確認ですけれども、いちい荘の建設には県北分場の跡地、福祉ゾーンということでまず想定して払い下げていただいた。そこはいちい荘の建設は、もう総合福祉センターの整備とあわせてやっていくということでまず平成3

1年をめぐるといふことですがけれども、何か秋あたりから、あそこの県北の土地、この前の交流駅のときにもちょっと聞いたのですけれども、ボーリングをやられていますけれども、多分住宅の建てるための調べているのか、その確認ですけれども、もしかすればそうかなとも思ったりしているのですけれども、そうなった場合に、そういった健康福祉センターといちい荘を併設して建てる場合の面積が大丈夫なかなと心配ですけれども、そういった住宅とか何とかというのは、そこではないのかどうか。別のほうで聞けばよかったと思うのですけれども、関連ですので、そっちも一緒にあわせてお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（細谷地多門君） 地域整備課長から答えてもらいます、今の質問。新井田課長。
- 地域整備課長（新井田一徳君） ただいまのご質問でございますが、試験場跡地のボーリングの件でございますが、それは町営住宅の建設、そのための整備計画の策定業務、その中で今工事を、工事といいますか、ボーリング等をやっておるものがございます。
- 委員長（細谷地多門君） 茶屋委員、いいですか。
- 茶屋委員。
- 7番（茶屋 隆君） 何か造成工事の工事請負ということで1億円予算計上していますけれども、そうすれば、もう場所は、私もそこの現場を、ボーリングしていたところを見なかったものですから、場所的にはそうすれば下のほうですか、上のほう。
- 委員長（細谷地多門君） 新井田課長。
- 地域整備課長（新井田一徳君） 県道側のほうから見れば、下側の低いほう、そちらを予定しております。
- 委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。
- 7番（茶屋 隆君） 面積的にはどのぐらい、トータルでどれぐらいあったかちょっと忘れちゃったけれども、その今3分の1とか、そのぐらいにもなるのかな。
- 委員長（細谷地多門君） 新井田課長。
- 地域整備課長（新井田一徳君） 大体8,000平米ほどの住宅の予定、町営住宅の分としてございます。

〔「8反歩」と言う者あり〕

- 地域整備課長（新井田一徳君） そうですね。
- 委員長（細谷地多門君） よろしいですか。
- 大村委員。
- 8番（大村 税君） 今のいちい荘の老朽化の部分でちょっと確認して、町長のお考えをお尋ねしたいなど、このように思っておりますが、県北分場跡地を購入したときは6年前だったように私は記憶しております。そのときに、いろいろなあそこを取得する件で反対討論とか、そういうことがあったやに思っております。という

のは、あそこに以前は福祉ゾーンではなくて、交流施設にするというふうな青写真が出ておったのです。それでそのときになぜ福祉ゾーンにあそこを云々かんぬんというのが議会でも問題になりました。議事録を返せばわかるはずです。私も福祉ゾーンということで賛成討論を行った経緯がありまして、そういうのを記憶しておりますが、そうではなかったのかな。私はあつたやに思っております。

また、その時代というか、6年を振り返ってみますと、その交流施設よりも福祉施設のほう国のあるいは県の流れが、その補助事業になじみやすいということがあって福祉ゾーンにということで町長もあつたときにあそこを福祉ゾーンにして、いちい荘あるいは仲軽米の、沢里ですか、あそこの老人福祉センター、あそこも一緒に合体をして建設すると。そしてまた、病院とも近いということで嘱託医師を置かなければならないということで、あそこにやると病院と等しいところで委託医師も確保できて、病院で入院しているのと同じだというようなすごい私たちは期待した経緯がございます。そしてあそこを福祉ゾーンでやるというようなことで私どももこれから我々も高齢者になるし、安心安全をした福祉充実を図れるのだなど、すごく期待したところでしたが、いつそういうのが構想とか、そういうのが変わったのか。もう7年ぐらい、6年はもう経過しているので、その辺をそのときも官設民営ということで進めたいというようなことを私も町長からも1度、2度でなくお聞きした経緯もございますので、その辺を踏まえると、もう少し前向きな構想、方針をお聞かせ願えればと思ってお尋ねしますが、いかがですか。

○委員長（細谷地多門君）　ちょっと確認します。今住宅の何とかという話あつたものだから、いつそういうふうに変つたべということ。

○8番（大村 税君）　ずっと福祉ゾーン……

○委員長（細谷地多門君）　福祉ゾーンでやらないことに……

○8番（大村 税君）　今まで足踏みした経緯が、どういうふうな方向に変えたかという2点について。

○委員長（細谷地多門君）　休憩します。

午後 1時27分 休憩

午後 1時27分 再開

○委員長（細谷地多門君）　再開します。

山本町長。

○町長（山本賢一君）　ちょっと議事録を確認しないと、あそこが交流施設の、そういう議論があつたことはあつたかもしれませんが、交流施設というふうなことで進めて云々かんぬんという話は私はちょっと記憶にありません。

それから、福祉ゾーンに関しましては、県から購入する際もそういうふうな形で

お受けしておりますし、今現在もあそこ2万7,000ぐらいか、全部上と下を合わせると2万7,000平米あります。その一番下のほうを8,000平米ぐらいを町営住宅に向けたいというふうになっておりますし、その上のほうの約2万平米に関しましては、福祉ゾーンということでその場所にいちい荘、それからまた老人ホーム等を建設しながら病院とタイアップしながら進めていきたいというふうに考えておりますし、それから嘱託医を派遣するとか、そういうのもちょっと議事録を確認しないと、嘱託医は、現在も軽米病院の先生にお願いしておりますし、嘱託もしくは来ていろいろ入所者を見回っていただいて、それをやっております。そういうことも近くであれば、非常に便利になるというふうなお話はしたかもしれませんが、ちょっとそこも議事録を確認しないと、嘱託医までつけるという話までは私はしていないかとは思いますが、いずれ我々もしっかりと社会福祉協議会とお話ししながら着実に進めてまいりたいというふうに思っていることは考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（細谷地多門君） 大村委員。

○8番（大村 税君） 嘱託医をつけるというのではなくて、嘱託医を必ず置かなければならないというようなことがありました。それでいちい荘だと遠いと、あそこならば、すぐスリッパでも来て状態を診ていただけるというような利点があるというふうなことを私は聞きましたので、その辺のことで。

また、今民設官営がちょっと薄れてきているような感が否めないということでもう一度町長の官設を私は希望、要望したいと、このように思いますので、その社会福祉協議会とも町の構想が、方針が決まらないと動けないというような状況があるやにも伺っておりました。というのは、社会福祉協議会の用地がないものであるし、また財政もないので、一旦町がいちい荘の老朽化の対応、移転ということにしっかりとした方針があつて社会福祉協議会がそれを推進する、動きをしなければならぬ、これは当たり前でないかなと思いますので、その辺をもう少しスピードを上げて福祉充実のために計画を構想、方針を示したほうが良いと思います、いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 今の質問で民設公営と言ったけれども、それ逆ではないですか。

○8番（大村 税君） 官設……

〔「官設」と言う者あり〕

○8番（大村 税君） 公設民営。

○委員長（細谷地多門君） 言い回しがちょっと違うなと思って、わかりました。

ちょっと休憩します。

午後 1時31分 休憩

午後 1時31分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

山本町長。

○町長（山本賢一君） 場所もそこでやるというふうなことで進めておりますし、またこれから土質調査とか、あるいは開発許可も必要になってまいります。それからまた造成等さまざま始まってまいります、具体的に建てるのであれば。そういうことでそういったことを細かいところをもうちょっと詰めながらそこら辺のきちっと我々がやることはきちっとやって、そしてまた社会福祉協議会で自発的とか自立的に持つ分は持っていて、そして着実に細かいところを詰めながら進めたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 大村委員。

○8番（大村 税君） ちょっと確認したいのですが、今の言葉で建てるのであればとではなくて、建てて充実するというようなことを言えないのですか。建てるのであれば、いろいろな開発許可云々というふうなことでご説明いただいて建てることを前提にして進めていくというふうなお答えを期待するのですが、いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） 着実に建設に向けて進めたいということをお前提で申し上げているわけですから、そういうことでその建てるためには、交流駅もそうですが、いろいろ建てるまでにはさまざまなことがありますので、そういったこともきちっと打ち合わせしながら着実に進めていきたいということをお申し上げしているところでございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

中村委員。

○2番（中村正志君） ちょっと予算書で見つけられないので、障がい者福祉の関係かなと思うのですが、老人福祉センターの隣にある、タオルなんかもつくったりしている作業所と向川原にあるかりんとうをつくっている作業所、障がい者の作業所があると思いますけれども、その関係の予算はどれなのかなというのが1つ。

あともう1つは、いきいきシルバー活動総合支援事業費補助金150万円とあるのですが、これがもしかすればシルバー人材センターのことなのかなというふうに思っているのですが、シルバー人材センターであれば、シルバー人材センターの現在の運営状況を把握している分ですのでいいですから、ちょっと教えていただければなど。

○委員長（細谷地多門君） 於本健康福祉課長。

- 健康福祉課長（於本一則君） 1点目が老人福祉センターの隣の分ですよね、施設の分。
〔「名前ちょっとわからないので」「こぶし作業所」と言う者あり〕
- 健康福祉課長（於本一則君） こぶし作業所、予算的には4目の老人福祉センターの敷地の、違いますね、障がい者福祉の、失礼しました。6目の障害者福祉費の14節使用料のところの2行目、福祉タクシーの下に障害福祉サービス事業所の敷地の借上料、これがこぶしの作業所の分の借上料でございます。それから、向川原のほうの作業所のほうは……
〔「敷地借上料でなく作業所の作業をやっている運営状況」と言う者あり〕
- 健康福祉課長（於本一則君） ですから、旧助産所のところのこぶしの作業所のところは予算的にはこれだけでございます。
それで次のページ、60ページの負担金補助、19節、地域活動支援センターの運営事業費補助金704万7,000円、これはふれあい作業所の運営費の町からの補助でございます。
〔「シルバー人材センター」と言う者あり〕
- 健康福祉課長（於本一則君） シルバー人材センターにつきましては、老人福祉費の、このとおりでございます。ちょっと待ってください。メモを探せないのですが、150万円の運営の補助ということでございますけれども、記憶によりますと、事業費で年間大体2,400万円ぐらい請負というのですか、作業の請負等がございまして、その手数料とか、あと本人の方の会費が十七、八万円ぐらいございまして、残りの分ということで要求、社会福祉協議会からは220万円ぐらいだったと思うのですが、例年どおり150万円の補助ということで見ております。
- 委員長（細谷地多門君） 中村委員。
- 2番（中村正志君） 今のシルバー人材センターのことで、今2,400万円ぐらいの運営費であるということ、結構何かシルバー人材センターの職人さんたちが忙しいとかという話も聞いたりして、植木とか剪定とかというふうなのほかに役場の宿直もシルバー人材センターだと聞いているものですがけれども、ほかのほうでは社団法人だとか法人化して結構それなりの経営というのですか、やっているところもあるようだなというふうに感じたりしているのですけれども、軽米町の場合、今後のシルバー人材センターのそういうもう少しより発展して高齢者の方々の働く場所の確保というふうな部分で方向性というのとは何かお考えというか、見通しはいかがなものでしょうか。
- 委員長（細谷地多門君） 於本課長。
- 健康福祉課長（於本一則君） シルバー人材センターにつきましては、税務課にいたと

きから、給与報告書等見ながらよくやっているなと思ったのですが、やはり周辺の市町村を見ますと、社会福祉法人なり、財団法人、法人化しているところが多いと思っております。岩手県の中でもこの周辺、軽米の周辺のところで社会福祉協議会は法人化されているわけなのですけれども、シルバー人材センターは、その下といえますか、その法人の中でやっているようなことで私に言わせると、ちょっと民営組合っぽいような感じもして、本当は私も中村委員おっしゃるとおり法人化してきちんと整理しながら、区分しながら事業活動をすれば、もっとよくなるなと思っております。

なお、社会福祉協議会の会長のお話等を聞きますと、やはり会員も高齢化が進んで、実際は大変だと、新規の会員も余り入ってこないということで請負等はそれなりに需要と引き合いはあるようなのですけれども、そういったお話も聞いております。要は何を申し上げたいかと申しますと、社会福祉協議会のほうから一応いろいろと希望なり要望等を聞きながら法人化を進めるなり、町としての支援というのをもまた考えていきたいと思っております。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） シルバー人材センターについては、相手があることですから、いろいろと難しい部分はあるかと思えますけれども、やはり行政としての指導というふうなのもあっていいのではないかなと、社会福祉協議会だって町からの補助等もかなりあって運営している部分だと思いますので、その辺はやはりより発展するために指導していただくことをお願いして、先ほどのこぶし作業所の予算関係は敷地借上料だけしかないということでしたけれども、あそこというのは、では運営というのはどのようになっているのかなというふうなのがちょっと。

あと、あわせてふれあい作業所も、こぶし作業所は、多分タオルをつくっているところかなと私思っているのですけれども、あとふれあい作業所のほうは、主にかりんとうをつくって販売しているのかなと思っているのですけれども、そういうふうな、障がい者ですからそんなに効率的に仕事はかどっているわけではないと思うのですけれども、そういうふうな仕事をしながらどのようなその運営がどのようになされているのかなというのが、というのは私もかりんとうのほう結構使わせていただいているのですけれども、もしかしてあそこがいっぱい使われて、評判もいいので、使ってどんどん収益が上がっていくのであれば、そこにもっと何かいいことがあるのかなと思ったり、その辺がちょっとよくわからないので、お聞きしたいのですけれども、今資料がなければ後でもいいです。

○委員長（細谷地多門君） 今答えられる範囲、於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 中村委員のご質問ですが、申しわけありませんが、こぶしの作業所のほうは、予算的には先ほど申し上げましたとおり敷地の借上料しか予

算書の中には出てきておりませんので、後日調査しながら、調べながらご報告申し上げたいと思います。恐らく町の補助金なしで当然運営されているから、それなりの運営はなされていると思っております。

あとふれあい作業所のかりんとうをつくっている向川原のほうでございますが、予算書は60ページでございます。昨年は予算計上額、平成28年度630万円でございます。ことしが74万7,000円の増ということで、ほとんど8～9割が人件費等、あと施設の運営のための管理経費等でございます。ほとんど町の補助金で運営しているという状況でございます。売り上げ等も前の議会で答弁した記憶でございますが、150万円ぐらい。二戸管内のほうでも作業する本人たちのほうに支給されるのはそんなに高くはない、普通の分だとちょっと聞いたような記憶がございますけれども、予算の中で経営を見るからには、ほとんど町の補助金で運営されている現実でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

そのほか。1項の社会福祉費についてございますか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 障害者福祉費についてお伺いします。先ほどの説明によりますと、障がい者の福祉が、例えば特に扶助費などが結構大きくふえているというお話がありました。その積算というか、障がい者がふえて、人数がふえてきているのか。高齢になって障がいになるという形でそうなるのか、そのふえている理由についてちょっと説明していただきたい。

○委員長（細谷地多門君） 於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 障がい者の方がふえている、要するに透析とか、そういう関係の方の、透析等の方がふえておりまして、その扶助費等が、生活保護の方の部分もございますけれども、大きくふえているなど私は認識しております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） そうすれば、医療費とか何かの場合は、人工透析だと思いますが、更生給付費、先ほど説明したのは、障害者総合支援給付費とかというのがすごくふえているという話を説明したけれども、それもここにも医療費、人工透析とか関係あるのですか。下には重度心身障がい者医療費というのがまた別だとある…

〔「これはまた別、こっちは若干減っている、町民生活課になりますが」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 1時48分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 障害者総合支援法給付費の増は、精神障がいの方の人数がふえているということでございます。申しわけございません。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 大幅にというか、私が大きくふえている、率的にはよくあれなのですけれども、そうすると精神障がい者、アルコール依存とか、そういうことを考えていいのか。先ほど担当者が簡単に調査しないで人工透析だとか言ったりしたわけですけれども、やっぱりその増の原因というのが明確にあって議会に出されて、そうすれば次の対策が精神障がいの場合はアルコール依存なのか何かも含めて次の施策を考えるということが出てくると思うのですけれども、その辺について精神障がいの中身とか、それから大幅にふえたのがアルコール依存とか何かふえているのか、そういう関係の背景についてもう少しお聞きしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 1時50分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 先ほど透析のほうの関係は、予算書の60ページの上に、やっぱり扶助費のところなのですが、上から3行目、4行目、自立支援医療費ということで透析2, 286万円、今回計上させていただいておりますけれども、これも去年は1, 716万円ということで570万円増になっている、これが透析等の部分でございます。先ほどの精神のほうの下がった、障害者総合支援法給付費、こちらは3億1, 955万円、昨年より1, 775万円増になっているわけですが、率としては更生給付費のほうが大きいということをご理解いただきたいと思います。

あとご質問の障害者総合支援法給付費の精神障がい者の方の増というのは、うつ病の方がふえているという、それで一戸町のほうの障がい者の病棟が閉鎖されて、全部ではないわけですけれども、1棟閉鎖されて、それが地域のほうの支援に移ったということで、それで予算的にはこちらの扶助費のほうにはね返ったということでございます。そういうことです。よろしく申し上げます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

なければ、暫時休憩してトイレ休憩とりたいのですが、よろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） それでは、正面の時計で2時5分から再開したいと思います。

午後 1時52分 休憩

—————
午後 2時05分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

2項児童福祉費に入ってよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） それでは。

○健康福祉課長（於本一則君） それでは、予算書61ページ、民生費の児童福祉費について健康福祉課担当の分説明させていただきます。

61ページの児童福祉総務費につきましては、軽米町子ども・子育て会議の委員報酬、まだ任期切れて決まっておきませんが、子ども・子育て会議等の改正等ある場合をお願いして開催するものです。14名ということで6,000円の1回分を措置しております。あと要保護児童対策地域協議会の委員報酬ということで3人分でございますが、これも6,000円の単価で3名分となっております。あと児童支援員、資料を作成いたしましたので、後で説明申し上げます。あとは大きいところは、賃金1人分、170万円、これは日々雇用の賃金。あと12節、19節にまいりますと、児童手当のシステムの保守料とか、県の社会福祉協議会の保育部会の負担金10万8,000円等でございます。

2目の児童措置費は、児童手当の分の事務費ということでございまして、旅費、消耗品、あと支払いの事務の委託料と児童手当等が入ってございます。

母子福祉費の部分では、健康福祉課分は20節の扶助費、寡婦の医療費分、月平均で大体6万6,000円の12カ月分ということで79万2,000円の計上でございます。

4目は、児童福祉施設費ということで、ここには4つの保育園とピヨピヨ広場の分、地域子育て支援ひろばとありますけれども、その分の管理経費、運営経費でございます。共済費から始まりまして、臨時の保育士等の賃金等でございます。11節の需用費の修繕料271万6,000円ということで、この中には笹渡保育園の屋根の塗装分ということで115万8,000円含まれてございます。あと大きくふえたところで言いますと、下のほうの委託料で広域入所の児童保育実施の委託料ということで1,238万8,000円、200万円ぐらいふえてございます。あと逆に保育園児の送迎業務の委託料ということで、これは常設分の軽米、小軽米、晴山の保育園のほうの送迎分でございますが、1,116万9,000円で、昨年

に比べると172万8,000円ぐらい減になっているような状況でございます。

次の64ページ、この児童福祉施設費は、ちょっと済みません、63ページに戻っていただきますと、目全体としての1,810万6,000円の減となっておりますが、大きく減っているのが次のページの64ページの真ん中、工事請負費のところでございます。昨年小軽米保育園のトイレ等の改修、道路等の関係の改修の工事費が委託料も合わせまして大体2,000万円近くあったような格好でございます。平成29年度は、工事請負費といたしましては、晴山保育園の屋根の雪どめ設置工事ということで119万9,000円を計上している、この部分が大体1,800万円ぐらい全体で減ったような格好になってございます。備品等は晴山も入っているのですけれども、ちょっと表記が軽米、小軽米になっておりますが、備品購入で87万9,000円、そんな感じでございます。

あと児童クラブの運営費が1,037万9,000円、これは中身等次に説明してもらいますが、目としては88万9,000円の増になっておりますけれども、報酬、放課後の指導員の報酬が若干14万8,000円ぐらいふえておりますし、賃金、日々雇用の、これは夏休みと冬休み等の分と考えていただいているのですが、44万4,000円で24万円ちょい増になっておりますし、こちらの13節の委託料、軽米児童クラブの送迎の委託料につきましては314万8,000円で昨年より42万2,000円ふえておりまして、合計だと90万円ぐらいふえたような格好になっております。

質問、資料請求が出ておりまして、児童福祉費の2つにつきましては、坂下主幹から説明します。

○委員長（細谷地多門君） 坂下主幹。

○健康福祉課担当主幹（坂下浩志君） 資料要求がありましたことについて説明したいと思いますが、ナンバーは3の5、児童支援員の業務内容、資格の有無等に係る資料ということでしたので、3款第2項第1目の児童福祉総務費のほうに予算として出ております児童支援員の業務内容についてなのですが、児童福祉総務費に予算措置された児童支援員の業務内容については、健康福祉課に籍を置いておりますが、健康福祉課で管理している児童クラブ、ピヨピヨ広場などの児童福祉施設において職員が不足した場合における代替の職員としての業務をやるということになっております。あとピヨピヨ広場において毎月実施しておりますイベントや教室などの企画、運営等の業務を支援するとしております。あと児童クラブにおいて、学校の長期休業等においては、放課後児童指導員としての業務を支援しております。あと事務的なこととしてピヨピヨ広場、軽米児童クラブ等の経費等の支払い事務等、あと児童クラブ、入所申請とか受け付けておりますので、そういった関係の事務の補助なども行っていただいております。児童福祉施設の業務のほかに健康福祉課の職員とし

ての事務なども手伝いをしていただいております。

あと資格についてなのですが、児童福祉施設、ピヨピヨ広場とか児童クラブ等で働いてもらうことから、子育て支援に関心があり、子育てに関する知識、経験等を有する者として児童厚生員2級の資格を持った方を今支援員として採用しております。

予算措置なのですが、歳入のほうもちょっとありまして、国庫補助金の子ども子育て支援交付金、全体で269万円を予算化しておりますが、そのうちの53万8,000円がこの費用に充てられるということになります。県補助金も同じ内容で金額が同じく53万8,000円というふうになっております。歳出については、報酬ですが、181万2,000円、共済費については28万7,000円を予算措置させていただいております。

次に、3の6になりますけれども、放課後児童指導員の業務内容、資格、勤務時間、報酬の算出根拠等に係る資料ということでございますけれども、軽米児童クラブの支援員の業務内容は、児童の健康管理、あとは安全確保のほか、遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うことができるよう支援、指導するのが主な業務となっております。それに付随いたしまして、児童が児童クラブでどういう活動状況だったかを家庭に連絡することも業務の一つとなっております。

児童クラブの支援員の資格なのですが、児童クラブの支援員の資格については、放課後児童クラブの設備運営基準によりまして都道府県知事が行う研修を受講した者でなければならぬと平成26年度に規定されております。その研修については、平成27年度から始まっております、平成27年度に1人受講をさせております。認定もされております。平成28年度においても児童クラブの支援員の2人と、先ほど言った児童福祉総務費のほうに所属しております健康福祉課の児童支援員1人、合わせて3人を研修させております。

児童クラブ支援員の勤務時間についてなのですが、児童クラブをあけるのが学校の放課後から6時半までということになっておりまして、普通学校がある場合、2時半ころ終わるので、2時半から6時半までとしておりまして、学校行事等により早く下校する場合については、それに合わせた勤務体制をとっております。また、土曜日とか学校の長期休業日については、朝7時半から夕方の6時半までとなっております。勤務体制については、シフトというふうに早出とか、そういう形でシフトを組んで対応しております。

児童クラブ支援員の報酬の算出根拠ということでもありますけれども、児童福祉施設で資格を持って働いていただいていることから臨時的任用職員取扱要領の第4、4項の臨時で保育士を採用した場合の臨時の単価を参考にいたしまして報酬を算出しております。

予算措置の状況ですが、歳入については、先ほどと同じように子ども子育て支援交付金269万円うちの児童クラブについて136万3,000円と、あと県補助金でも同じく136万3,000円の歳入を見込んでおります。支出のほうは、報酬については541万2,000円、共済費、社会保険料ですが86万2,000円を予算措置しているところです。

以上で説明を終わります。

○委員長（細谷地多門君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） それでは、児童福祉費に係る町民生活課部分についてご説明申し上げます。

61ページの8節になります。すこやかベビー祝金ということで150万円を予算計上しておるものでございます。これにつきましては、第2子以降出生した方に第2子には3万円、第3子目には5万円、第4子以降については10万円を支給しているものでございます。

続きまして、62ページの母子福祉費に入ります。これは医療費の給付助成が主なものでございます。委託料につきましては、県単医療費助成事業等審査委託料等、5つの委託料で107万1,000円。あとは20節の扶助費につきましては、養育医療給付費、乳幼児医療給付費等で寡婦医療費も含めて3,272万5,000円となっております。

以上となります。

○委員長（細谷地多門君） それでは、説明いただきました2項児童福祉費について質疑を受けたいと思いますが、中村委員。

○2番（中村正志君） 私は、資料をお願いしてつくっていただきました。今回私囑託の関係の資料を要求したのは、ここだけではなく、全体的に役場全体の中での囑託の方々の報酬の額の設定の仕方とか、そういうふうなのをちょっと調べたいといひますか、それを見たいということで今回民生費の部分をお願いしたわけですが、ですから後で民生費だけでなく衛生費、教育委員会の関係とか、全体にかかわる部分がありますので、それらについては、臨時職員とか再任用等の額も含めて、勤務時間等も含めて総括のときそれはやらせていただきたいと思ひますけれども、今回はきょう説明いただいたので、その中から若干確認したいと思ひます。

まず初めに、児童支援員の関係です。私が予想したのとちょっと若干内容が違うなというふうに感じたので、これは一つには役場で健康福祉課の役場のほうに1人採用して、それでもしどこかで、ピヨピヨ広場で職員の欠員が出たりとか、放課後児童クラブのほうで欠員が出たときには応援に行くのだというふうなことも含めて通常は事務的なのが主なのかなというふうに感じられたわけですが、そういうふう理解してよろしいのか、ひとつ。

それから、児童厚生員2級の資格というのは、保育士だとかいろいろな中の1つなのかなと。前であれば、児童館というのがあれば、厚生児童員とかというふうな職名があったような気がしたのですけれども、保育園ならば保育士とかと、だからそういうふうなことなのかなというふうに感じたのですけれども、そこをひとつ確認させてください。

それから次に、放課後児童クラブのほう、児童指導員のほうで、これも報酬でとっているわけですが、時間的に見て、実際の報酬であれば、嘱託報酬だと思うので、私の認識だと週何時間とかというふうに決まりがあるような気がしているのですけれども、何かちょっと変則な放課後児童クラブは2時半から6時半までとかとなっている、あとは土曜日もあると思うのですけれども、そういうふうなのでこの辺の勤務体制というのはどのようにされているのかということをお聞きさせてください。

○委員長（細谷地多門君） 坂下主幹。

○健康福祉課担当主幹（坂下浩志君） 第1点目の常時役場のほうにいて事務的な補助が可能かということについては、そう捉えてもいいのですけれども、大抵は児童クラブの事務とか、ピヨピヨの事務をやっているというふうなのが一般的で、あとピヨピヨが主に仕事場所というふうに配分はしております、その教室をやるときの講師の依頼とか講師派遣とか、そういうふうなところで健康福祉課において事務をやっていると。

それであと児童クラブについては、長期休業のときには、嘱託職員30時間という制限がありますので、そういった中で開設時間だとシフトが回らないということがありますので、長期休業については、もっぱら児童クラブのほうで指導員として勤務しております。

私も今、児童厚生員2級の資格については、余り詳しくはわからない、資格を持っていることではしております。

3つ目の放課後の指導員については、おっしゃるとおり30時間という制限がありますので、通常2時半からであれば、5日とかでやっていますが、シフトで1週間30時間になるように組み立てて3人であったり、健康福祉課の4人目を入れたりして、そういう体制で1週間30時間を超えない範囲でシフトを組んでやっております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

〔「1つ確認」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 内容はわかりました。私、前から聞きたいと思っていたのが、嘱

託職員の週の時間が30時間がそのままなのかなというのをずっと気になっていたのですけれども、なぜかというと、普通の人たちは8時間勤務が7時間45分に減っています。ですから、嘱託職員も減ったのかなというふうに感じたりしていたのですけれども、自分たちは変わったけれども、少なくなったけれども、嘱託職員は変わっていないのかなというふうに今、その辺の考え方というのはなかったのでしょうか、これはおたくではないと思うのだけれども、答えられる人であれば。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 2時27分 休憩

午後 2時27分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 手元に資料がございませんので、確認してお答えしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 2点ほどお聞きしたいと思います。

まず61ページの児童福祉総務費の9節すこやかベビー祝金なのですが、今年度は何名誕生しているのか、それをお聞かせ願いたい。

もう一点ですが、63ページの13節の委託料、広域入所児童保育実施委託料1,200万円ということですが、このところですが、何か数字的にこのところが毎年ふえているような気がするのですが、他町村に現在何名預かっているのか。また、これは市町村によって金額も違うと思うのですが、大体1人他町村に預ければ、どれぐらいの額になるのか。もしわかるのであればお知らせ願いたいと思っていました。

○委員長（細谷地多門君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 確認でしたけれども、今年度生まれた子供の数ということで、ではお答えします。平成28年4月からことしの2月末現在で39名の方の出生届けがあったところがございます。そのうち祝金を贈った方が13名になっております。

以上となります。

○委員長（細谷地多門君） あと一つ、於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 児童福祉施設の広域入所の児童保育の実施委託料ということでございまして、1,238万8,000円の積算の根拠なのですが、二戸市が2名、これは今現在で見る、平成29年度の見込みということで当然増減はある

わけなのですが、久慈市で3名、八戸市が残り7名、合わせて12名ということで、何歳児かということでも違ってくるようなのですが、平均6万円ぐらいで捉えているような感じでございます。

あとは歳入のほうにありましたが、畑田保育園というのは、久慈市なようです。

以上でございます。人数は、昨年、最初に申し上げましたが、人数はふえていると。やっぱり住んでいるところではなくて、例えばお母さんとかお父さんが勤務している場所の近くの保育園に入りたいという、それだけ交通事情等もよくなっているのかなと思ったりしておりますが、二戸市、久慈市、八戸市、ちょうど軽米、真ん中でございますが、12名ということになります。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 町では、常設保育園、3地区、小軽米、軽米、晴山、常設ということで整備して保育のほうも充実してきたなと思っておりましたが、今の課長の説明を聞きますと、やはりご両親の職場の環境にもよるというふうな話で解釈しましたが、八戸市の7名、多分これらが多額になっているのかなと思っていました。やはりどうしても、例えば当町から八戸市に通勤するということになって、町内の施設に預けてから通勤すると。それで恐らく帰りの問題だと思うのです。例えば町の保育園に預けた場合、八戸市から帰ってくるのに、その保育時間内に帰ってこられないとか、そういうのがあるのかなと。それだけではないと思いますが、そういった調査、できるだけ町内施設に預けていただくように、幾らかちょっと聞き取り調査といいますか、そして本人の意向にも沿った保育、やっていければ、もっと町長がいうきめ細やかな保育ということにかなっていくのかなと思っております。

また、前にもここにおられる田村委員もお話ししていたわけですが、病気の預かり保育、恐らくこれらも因果関係があるのかなと。例えば遠方のほうに勤めている方が、町の保育園に預けていると、いやおたくの子供さんが今病気で大変ですよと、今すぐ来て連れて行ってくださいといった場合、八戸市からばっと飛んでくるというのは、なかなかこれが大変なことだろうなと。その辺の実態はどうなのかなというふうなことをちょっともう少し今の12名の方々からもただ1,200万円、委託料を払うのではなく、ご両親の方からも意向、ちょっと調査してみるべきではないのかなと思っていました。いかがですか、調査したことありますか。

○委員長（細谷地多門君） 於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 館坂委員のご質問にお答えいたします。

入所に当たっては、入所の審査といいますか、そういうのをやって、当然入る、入所したいのだがというご家族、保護者の相談等も承っておりますので、やはり最終的には、保護者の意向に沿うように、どうしても沿えない場合というのは、やっ

ぱり二戸市のほうに預けるとか、八戸市のほうに預けると思いますが、町内に預けられる方は、できるだけ町内にお願いするようにしております。

ただ、やっぱり最終的には預けるのは保護者でございますので、親権者と申しますか、保護者でございますので、そちらの意向に従わなければならないと思いますし、あと感じることはいろいろな方がございまして、核家族で親子だけの世帯もあれば、近くにご両親、子供さんにすれば、おじいさん、おばあさんが住んでいるとか、やはりそういった、あと親戚の方がいるとか、兄弟がいるとか、そういったのを見ながら総合的にやっぱり保護者の方も保育園を決めるような感じでうちのほうも相談に乗っておりますし、保護者も考えた結果で決定すると思いますので、その点はそれでいいのではないかなと私は思っております。当然町で預かるのはいいことなのですけれども、子供が少ない中でございまして、やっぱり子育てに、その家族にに応じていいように適切な場所に預けられればそれが一番いいと思っております。ちょっと回答になったかわかりませんが。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） そのご両親の意向が第一で、入所に当たっては、面接等やっていると課長の答弁でございますが、当然その面接をやっているとき、説明、さまざましていると思いますが、町内、町の施設に預けるとメリットとか、親御さんの意向が第一なわけですが、もう少し面接といいますか、調査といいますか、調査も、例えば面接のときもやっても、それからそのときはそれでいいということだったかもしれないし、それから例えば実際八戸市の施設のほうに預けた、八戸市でも多分これは7名ということですが、同じ場所でないと思っておりましたけれども、同じかもしれないですけれども、施設、同じ八戸市でも施設によってもまたこれ別だと思えます。ですから、その辺、面接を終えて、その後の追加調査といいますか、3カ月か4カ月後のどうですかとか、何か変わったことがありますかとか、何か苦勞はございませんとか、そういった調査も実施したほうがいいのかなど。それによってまたこういう考え方も変わって、また町の施設の運営にも生かして、時間の調整とか、考えていけばいいのかなと思っておりましたが、いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） お答えいたします。

いろんなパターンがあろうかと思っておりますけれども、やはり町の保育園に預けるメリット、ただ育てやすさとか、やっぱりご両親の環境といいますか、状況のほうも単に高い、安いだけではなくて、そういった中で総合的にご両親、保護者が決定するものと思っております。あくまでやっぱり子供のためでございまして、軽米で預けたほうがいいのかということで預けても、今度はまた別なほうの関係で、例えば旦那

さんが転勤になったとか、そういった場合もございますが、日常の保育園での保護者等のお話とか、あと健康福祉課のほうの担当もおりまして、いろいろそういった相談には乗って対応しております。当然町の施設のよさもお願いしながら、でもやはり子供が環境が一番だと思いますし、育てられるような状況にないと、また親も大変ですので、そこらはまず総合的に勘案しながら、とにかく相談を受けながら、しながら、聞きながらいろいろとそういった調査という言葉に当てはまらないかもしれないかもしれませんが、状況等聞きながら対応してまいりたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 山本町長からも補足答弁いたします。

○町長（山本賢一君） 若干政策的な部分もあると思いますので、課長は課長の答弁いたしまして、12名、1人100万円、それ町が支出していることでございますので、できるだけ地元に入園というか、通えるように、住民の方々からどういう状況であるのかはしっかりお聞きしながらできるだけ町内に入所していくような方法は考えてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 2項児童福祉費について、そのほか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 館坂委員の関連でちょっとお聞きしたいのですけれども、今町外に12名行っているということなのですけれども、軽米町では、私が把握しているのでは、前にも聞いたのですけれども、よくことしでも全国的には都会を含めて保育園落ちたという、希望するけれども、入られないという状況があるのですけれども、軽米町の場合は、それはないという、前にもお聞きしまして、今年度もないというふうに一応それは確認したいのが1つです。

もう一つは、保育園落ちたというののところは、大都会もありますけれども、やっぱり中小都市というか、八戸市とか近隣の、子供にとって八戸市に連れて行くほうが都合がいいという人にとって、そういう八戸市などの状況では、例えば希望すればとか、その人の都合によっては入られるような状況なのか、近隣の都市、中小都市の状況ではどうなっているのかというのを把握しているかどうかというのを、そういう保育園に落ちたみたいなのはない状況なのか、それをお聞きしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 最初の質問でございますが、待機児童の数ということで、ないと認識しております。

2つ目の質問でございますが、八戸市とか、周辺の状況ということでございます

が、軽米でやはり条件が合わなくて、二戸市のほうに施設、当然民間もあれば公立もあるわけなのですが、保育園のほうに入所させたいという場合は、二戸市の担当課のほうと連絡をとりまして、あいているかどうか聞きながら、どここの保育園はいっぱいだけれども、こっちではあいているよという、そういった情報等をすり合わせながら、お互いすり合わせながら入所のほうの相談に応じておりますので、恐らく周辺も余り待機児童については、この周辺ではないような感じだと捉えていますが、ただ、八戸市のほう、ちょっとわかりません。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） これまではどうしても八戸市の保育所に入れなければ、勤務とか生活上困るということで、そういう状態の人は満杯だからだめだという、断られた事例はないというように考えてよろしいですか。

○委員長（細谷地多門君） 於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 施設の名前で特定してそこは満杯だというようなときはあったと聞いていましたが、結果的にはあいているところを紹介してもらったというふうな感じで、近くに結構多かったですと……

〔「まずないと」と言う者あり〕

○健康福祉課長（於本一則君） ええ、そんな感じに捉えております。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） この保育所の関係、児童福祉施設費の関係で行政改革関連でお聞きしたいと思います。本会議での一般質問の中でも触れられた、同僚議員からも行政改革の関係があったように記憶していますが、その答弁の中で行政改革推進委員会の推進会議で進捗状況等々検討したというか、状況があったというのがありましたけれども、その大きなところに保育園の民営化というのが行政改革大綱の中に示されているところですが、その当時の論議の形でいえば、それは決まったことではなくて検討して、検討課題だという話でしたけれども、その行政改革推進委員会の中での、特に保育園の民営化の問題については、どのような形で検討されたのかお聞きしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 行政改革の資料要求は、まだ文書でもいただいておりませんし、実はうちのほうの業務の都合でまだ議事録を起こしていない状況でしたので、至急起こせるように、会期中の中には、もし紙で資料要求がございましたら出したいと思います。

それでただいまの……

〔「してない」「してる、概要を説明して」と言う者あり〕

- 委員長（細谷地多門君） ちょっと静かにしてください。
- 総務課長（日山 充君） 保育園の民営化の関係でございますが、当局からの進捗状況が引き続き調査をしてまいりますという回答でしたので、委員の中からは、特段の保育園の民営化についてのご意見はなかったと記憶しております。
- 委員長（細谷地多門君） 古館委員。
- 12番（古館機智男君） 調査中という、晴山の保育園は新しく建設されておりましたし、軽米の中心部のやつももう比較的新しい施設で小軽米も大改修をしたという中で、基本的には常設保育所の3本立てが施設的にも新しいというか、十分耐えられるような状況の中で運営だけある意味では民間のほうが有利だとかという部分もあるかもしれませんがけれども、軽米みたいに常設保育、3つしかないという中での認可保育所、公立保育所の果たす役割というのが非常に重いと思います。そういう意味では、再度行政改革大綱検討調査中という形に対して私も改めてそれをそういう形ですべきではないという意見を述べて……
- 〔何事か言う者あり〕
- 12番（古館機智男君） よろしく願い……
- 〔何事か言う者あり〕
- 12番（古館機智男君） そういう意見もあるかもしれません。
- 委員長（細谷地多門君） いいですか。
- 12番（古館機智男君） はい、いいです。
- 〔「もう一つ」と言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） 古館委員。
- 12番（古館機智男君） 軽米では高校まで医療費無料化にしていまして、児童母子福祉費の関係で医療費の無料化が進んでいる状況だと思います。去年の1月だったか、県のほうでも現物給付という形で始まって、今までは、就学時前の部分が現物給付になって、罰則規定があつてペナルティーがかかってきた部分もあった、県がやつた中で厚生労働省が今度は現物給付に対する罰則をなくした措置をとったのです。それで全県的には8,000万円とかとそのペナルティーが言われていますけれども、市町村、軽米町としては、そのペナルティーの部分というのが今までどのくらい取られていて、どのくらいふえたというか、なくなったのですけれども、積算しているのかどうか。去年までやって、ことしはだから今年度の予算に反映するというか、ペナルティー部分が来るとは思いますけれども、その辺を押さえている部分があるのかどうかというのを聞きたいと思います。
- それから、ほかの秋田県とか福島県なんかは、もう小学校まで県単位で現物給付になっていますから、町のほうとしても県に対して現段階では小学校までの現物給付という形を県としても実施するというのを町村会の副会長をやっておられると思

いますから、ぜひ県に要望を上げていただきたいという、これも要望ですが、町長の考え方を伺います。

○委員長（細谷地多門君） 先に中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 古館委員ご指摘のとおり、昨年度、28年度4月より乳幼児……

〔「就学前の」と言う者あり〕

○町民生活課長（中野武美君） 就学前の子供の現物給付が始まって、それに伴うペナルティーの関係ですけれども、今のところちょっとペナルティーの額については、積算していないところがございます。それでちょっとどのくらいくるかというのは、ちょっと確認したいと思います。

あとそれと国のほうではペナルティーをなくするというようなことで検討はしているということでまだ決定ではなかったと思っているところがございます。

○12番（古館機智男君） わかりました。

○委員長（細谷地多門君） 町長からも、町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 町村会といたしましても、そこら辺を私もご提案申し上げながら実現するように努力していきたいと思います。

〔「よろしく願います」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 今ペナルティー廃止したというのは、厚生労働省が去年の12月の半ば、16日に決定したそうです。だからまだ決定していても、市町村通知とか何かというのは、まだ来ていないかもしれませんが、後で財政当局も関係すると思うのですけれども、確認をしていただきたい。

○委員長（細谷地多門君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） その件につきましては、内容のほうを確認したいと思います。

○委員長（細谷地多門君） そのほかは。

中村委員。

○2番（中村正志君） 行政改革の話が出たので、どなたがお答えできるかわからないけれども、幼保一元化というふうなのがいろいろと前に出ていましたけれども、最近聞こえてこなくなったのですけれども、その辺の進捗状況といいますか、考え方を廃止してしまったのか、認定こども園というふうなものもあったようですけれども、この辺のところの協議されている状況は今どうなのか、ちょっとお聞かせいただければ。

○委員長（細谷地多門君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 幼保一元化につきましても、行政改革の項目にございますけ

れども、引き続き検討してまいるといふことにしてございます。

〔「いいです」という者あり〕

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

〔「はい」という者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、2項の児童福祉費を終わってよろしいですか。

〔「はい」という者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 3項災害救助費。

中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 民生費、65ページの災害救助費になります。旅費等科目設定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（細谷地多門君） 説明が終わりました。誰かございますか。

〔「ありません」という者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 4款に入るにはちょっと3時をめぐりということでしたので、きょうはここまでにしたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」という者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 明日は、午前10時から再開して4款衛生費から始めたいと思います。

◎散会の宣告

○委員長（細谷地多門君） 本日はこれで散会したいと思います。ご苦労さまでした。

（午後 2時56分）